

平成 2 1 年第 2 回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第 1 日目)

平成 2 1 年 6 月 2 3 日(火曜日)

午前 9 時 3 0 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名(4 名)
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 4 3 号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 3 8 号 平成 2 1 年度訓子府町一般会計補正予算(第 1 号)について
- 第 5 議案第 3 9 号 平成 2 1 年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について
- 第 6 議案第 4 1 号 平成 2 1 年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について
- 第 7 議案第 4 0 号 平成 2 1 年度訓子府町老人保健特別会計補正予算(第 1 号)について
- 第 8 議案第 4 2 号 平成 2 1 年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について
- 第 9 議案第 4 7 号 訓子府町水道事業会計欠損金の処理について
- 第 1 0 議案第 4 4 号 訓子府町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 1 議案第 4 5 号 訓子府町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 2 議案第 4 6 号 訓子府町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 5 報告第 7 号 繰越明許費繰越計算書の提出について(平成 2 0 年度訓子府町一般会計予算)
- 第 1 6 報告第 8 号 出納検査結果報告について
- 第 1 3 一般質問

出席議員（9名）

1番	佐藤静基君	2番	河端芳恵君
3番	山本朝英君	4番	川村進君
5番	小林一甫君	6番	橋本憲治君
7番	工藤弘喜君	8番	西山由美子君
9番	上原豊茂君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	伊田彰君
企画財政課長	山内啓伸君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	平塚晴康君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	八木敏光君
農林商工課長	佐藤正好君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	林秀貴君
水道課長	竹村治実君
子育て支援センター開設準備室長	菅野宏君
教育長	山田日出夫君
管理課長	上野敏夫君
社会教育課長	小野良次君
幼稚園・保育園事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	飯田洋司君
監査委員	山田稔君
選挙管理委員長	田古久君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷勇君
議会事務局係長	小林央君

開会の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成21年第2回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、谷本農業委員会長から欠席の報告がありました。

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

諸般の報告

議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が10件であります。その他、請願が1件、報告が2件であります。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、3番、山本朝英君、4番、川村進君、5番、小林一甫君、7番、工藤弘喜君を指名いたします。

会期の決定

議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月25日までの3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

町長の挨拶

議長（橋本憲治君） ここで、本定例会招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございますので発言を許します。

町長。

町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、議長からお許しをいただきましたので本定例会招集のご挨拶を申し上げさせていただきます。

議案の中身の話をしていただく前に1点だけ私のほうから、先般、私の一般質問に対する席上で私から要望という形で議会の皆様をお願いを申し上げました。大変貴重なご時間にも関わらず、全員協議会でご議論いただき、議長並びに副議長から口頭で私のほうに協議結果を報告いただきました。それを受けまして、先般の課長会議、庁内の会議におきまして、私ども答弁する側、私はもちろんでございますが、課長職も回答内容の簡素化あるいは明確化に一層努めてまいることを私のほうからも課長たちに要請し、そして確認して、この第2回定例町議会に出席していることをご理解賜りたいと思います。

それでは、本日は、第2回定例町議会を招集申し上げたところ、全員の議員の皆様のご出席をいただき、改めて、厚くお礼申し上げますのでございます。

本定例町議会に提案しています概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

まず、各会計の補正予算案についてであります。一般会計につきましては、平成20年度の国の2次補正で基金積立をしておりました分を含め、総額3,286万9,000円の追加補正を提案させていただいております。

その主な内容につきましては、総務費では、旭町教員住宅2棟の屋根修繕、ふるさと雇用再生特別対策事業による町有林立木調査等管理業務、保安林の冬期間に発生した風倒木処理、農事実践会で行う北訓体育館解体工事に対する補助金、日ノ出地区ふれあいセンターの軒先修繕等。

民生費では、各拠出金の確定に伴う国民健康保険特別会計への繰出金の減額。

衛生費では、北見地区衛生施設組合の解散に伴い、し尿処理費用を負担金から委託料に振り替えるものでございます。

農業費では、農地・水環境・保全向上対策事業に係る事務費の計上と牧場内の老朽化した電柱の修繕。

商工費では、消費者行政活性化事業に係る全戸配布分のパンフレット購入費。

土木費では、北1条線と東幸町線の2本の道路整備、中央公園内の7本老木化している樹木保全診断、幸栄団地及び日出団地の町有住宅屋根修繕。

教育費では、訓子府町小学校敷地内の7本老木化している樹木保全診断、幼稚園舎屋根のすがり防止対策、本年度コミュニティ助成事業の対象となったことから公民館のカラオケ用備品一式の購入費、スポーツセンターエントランスホール雨漏り防止修繕。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、出産育児一時金の引き上げに係る経費、後期高齢者支援拠出金、老人保健医療費及び介護納付金の確定に伴う費用等169万2,000円の減額補正。

老人保健特別会計につきましては、平成20年度老人保健医療費の確定に伴う返還金724万7,000円の追加補正。

後期高齢者医療特別会計につきましては、町の広報紙による制度周知用経費と4月収納分保険料等の費用38万4,000円の追加補正。

介護保険特別会計につきましては、保険料軽減措置周知のパンフレット購入費25万5,000円の追加補正を提案させていただいております。

次に、条例改正についてでございます。健康保険法施行令改正に伴い出産育児一時金引

き上げのため「国民健康保険条例」の一部改正。

次に、公営住宅等における暴力団排除及び警察との連携を図るため「訓子府町営住宅管理条例」、「訓子府町特定公共賃貸住宅管理条例」及び「訓子府町定住促進住宅管理条例」の一部改正を含め、合計4本の条例改正。

次に、訓子府町水道事業会計につきましては、公営企業経営健全化計画に沿って累積欠損金削減のための欠損金処理に係る提案をさせていただきます。

最後に報告といたしまして、平成20年度の繰越明許費繰越計算書の提出をさせていただきます。

以上、議案10本、報告1本の詳細につきましては、各担当課長等から説明させていただきますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。本定例議会招集のご挨拶とさせていただきます。

議長（橋本憲治君） 議員、説明員の皆さんに申し上げます。事前に皆さんにお知らせをしておりましたが、省エネに伴うクールビズの励行と冷房装置の故障により、本定例会においてもノーネクタイにということで進めております。

また、今日は温度が上がるということもありますので、暑くなりましたら、説明員の皆さんも遠慮なさらずに上着を脱いでいただいで結構でございます。

議案第43号、議案第38号、議案第39号、議案第41号

議長（橋本憲治君） この際、日程第3、議案第43号、日程第4、議案第38号、日程第5、議案第39号、日程第6、議案第41号は関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第43号から順次説明を願います。

福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（八鍬光邦君） それでは、議案書の22ページをお開き願います。

議案第43号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成18年条例第20号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

このページの一番下の説明欄にありますように、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第139号）の施行に伴いまして、出産育児一時金の支給額を引き上げるため、国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正しようとするものであります。

今回の改正につきましては、国の緊急少子化対策によりまして、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し安心して出産できるようにするため、出産育児一時金の支給額を4万円引き上げるものであります。その期間が本年10月から平成23年3月までの1年半に限った暫定措置でありますことから、本則の改正ではなく附則の改正により整備するものであります。

なお、4万円の引き上げ額の根拠としましては、日本産婦人科医会が平成20年2月に行った出産費に係る調査において、出産に要する費用の実勢価格の調査結果が全国平均で

約39万円となったことを踏まえ、現行の35万円から4万円を引き上げることになったものであります。

それでは、記以下について説明させていただきます。

国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成18年条例第20号）の一部を次のように改正する。

ここで、右の23ページをご覧くださいと思います。今回は附則の一部改正ですが、新旧対照表を載せてございますので、これにより説明させていただきます。

表の右側が現行、左側が改正案となっております、改正部分に下線を引いてございません。

まず、附則第1項につきまして、見出しとして「施行期日」と付するものであります。

また、附則第2項につきましても見出しとして「経過措置」と付するものであります。

これは、今回制定しようとする次の附則第3項に見出しが必要となりますことから、統一して第1項と第2項にも見出しを付し、わかりやすくするものであります。

次に、附則に次の1項を加えるものであります。

まず、見出しを「平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置」と付しまして、第3項、被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第7条の規定の適用については、同条第1項中「350,000円」とあるのは「390,000円」とするものであります。

参考までに、条例第7条第1項前段の規定では「被保険者が出産したときは、出産育児一時金として350,000円を支給する。」と規定されております。これを本年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産した場合は、4万円を引上げて390,000円にするというものであります。

また、同上のただし書きで「産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合には3万円を加算する」規定になっておりますので、現行では35万円に3万円を加算して38万円ですが、本年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産した場合は、39万円に3万円を加算して42万円を支給することになるものであります。

左の22ページにお戻りください。

最後に、附則であります。この条例は、平成21年10月1日から施行するものであります。

以上、国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（山内啓伸君） 議案第38号 平成21年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）についての説明を申し上げます。議案書の1ページでございます。

今回の補正は、第1条にありますように3,286万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ40億856万9,000円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページにあります第1表、歳

入歳出予算補正の表のとおりであります。これについてはご覧をいただくこととし、3ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

まず、14款、2項、4目、農林水産業費道補助金の1節、農業費補助金で、農地・水・環境保全向上対策事業補助金として、60万円の計上につきましては、西富・清住・実郷の3地区で実施している本事業の推進事務費であり、5ページの上段をご覧いただきたいと思いますが、6款、農林水産業費、1項、5目、農業基盤整備費の経費区分5、集落営農活動支援事業の60万円に対応してございます。

3ページに戻りまして、14款、2項、6目、商工費道補助金の1節、商工費補助金にあります緊急雇用創出推進事業補助金、ふるさと雇用再生特別対策事業補助金につきましては、国の平成20年度2次補正に基づく雇用促進の事業であり、緊急雇用は1年以内の短期、ふるさと雇用は3年間の長期対策となっており、今回、正式に補助事業採択となったものでございます。

まず、緊急雇用創出推進事業補助金として、597万円の計上につきましては、当初予算を一般財源で計上し、事業実施しております「幼稚園保育補助員配置」2名分、367万8,000円と「小学校特別支援員配置」1名分、これが229万2,000円、これの財源として充てることとなります。

ふるさと雇用再生特別対策事業補助金として、965万2,000円の計上につきましては、4ページになりますが、上段の2款、総務費、1項、4目、公有林管理費の経費区分2、町有林整備事業の965万3,000円、端数処理の関係で1,000円多くなっておりますが、それに対応しており、昨年策定いたしました町有林施業計画に基づき今後、伐期をむかえる森林を中心に、3年かけ計画的に立木調査を実施するもので、本年度は200haを調査しようとするものでございます。

これにより、その下の当初一般財源で予定しておりました単独分52万9,000円の全額を減額することとなります。

3ページに戻ります。商工費補助金の消費者行政活性化事業補助金の43万円の計上につきましては、5ページの中段の、7款、商工費、1項、1目、商工総務費の経費区分1、の消耗品費の42万5,000円。これは、悪徳商法に関するパンフレット全戸配付分に対応しており、差額分5,000円につきましては、当初予算で計上いたしました消費者相談員経費の一部に充当することといたします。

3ページに戻ります。17款、1項、1目の財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正は、当初一般財源で予定していた事業が補助対象となったことなどにより785万3,000円を減額するものであります。

ここで、別に配付しております資料1、基金の保有状況（見込）の表をご覧いただきたいと思いますが、今回調整後の財政調整基金保有見込額は、この表の一番上の欄の右側になります。平成21年度末の総額で申し上げますと11億2,124万4,000円となっております。

議案の3ページに戻りまして、2目の社会資本整備基金繰入金の追加につきましては、昨年度の国の2次補正「地域活性化・生活対策臨時交付金」の基金活用4,200万円の事業のうち2,220万円に相当する当初予算に計上していない事業への充当であり、今回7事業が計上されておりますので説明いたします。

4 ページ、2 款、総務費、1 項、1 目、財産管理費の経費区分 1、町有施設維持管理経費 39 万 5,000 円の追加は、旭町教員住宅 2 棟 4 戸の屋根塗装を実施するものです。

2 款、1 項、6 目、住民活動費の経費区分 2、住民活動促進事業 205 万 6,000 円は、北訓体育館の解体経費 268 万 6,000 円のうち、自ら実施する分別作業を除く費用を「北訓社会教育振興会」へ補助するものです。

5 ページ中段、8 款、土木費、3 項、3 目の道路新設改良費の経費区分 3 は、北 1 条線 77.51 メートルの道路整備費 1,000 万円の計上であり、経費区分 4 は、東幸町線 67.54 メートルの道路整備費 750 万円の計上でいずれの路線も以前から町内会より強い要望があったものの起債対象とならず先送りとなっていた事業であり、今回の交付金を活用し実施するものでございます。

6 項、1 目の住宅管理費の経費区分 1、町営住宅維持管理事業 119 万 1,000 円の追加は、幸栄団地 1 棟 4 戸・日出団地 2 棟 8 戸の屋根塗装を実施するものであります。

10 款、教育費、4 項、1 目、幼稚園費の経費区分 2、幼稚園施設管理事業の 131 万の追加は、すがもり防止対策として、幼稚園屋根の一部のふき替えを実施するものです。

一番下になります 6 項、2 目の体育施設費の経費区分 1、スポーツセンター管理事業 136 万 5,000 円の追加は、スポーツセンターエントランスホールのすがもりを防ぐため、屋根防水工事を実施するものです。

ただいま、説明いたしました国の 2 次補正がらみの 7 事業につきましては、別にお配りしております資料 2 に財源内訳をまとめておりますので、参考にさせていただきたいと思っておりますが、入札残を見込み一般財源も若干計上しておりますが、ほぼ 100% 補助であり、事業選択につきましては「有利な補助事業等がないもの」で緊急性が高いもの、近い将来実施する事業の前倒し実施に重点をおいており、浮いた一般財源を基金造成など明確に経理区分し、今後の持続的な福祉・教育・雇用を含めた産業等における住民サービスに充てていく考えであり、今後、実施が予定されております約 2 億円の今年度の補正事業対応についても同様に進めていく考えでございます。

3 ページに戻りまして、2 項、2 目の後期高齢者医療特別会計繰入金 7 万円の追加につきましては、制度周知等を町広報で掲載する経費見合いを一般会計に繰り入れするものであります。

次、19 款、6 項、5 目、雑入のコミュニティ助成事業助成金 180 万円につきましては、5 ページの下段の、10 款、教育費、5 項、2 目、公民館費の経費区分 1、備品購入費の 181 万 6,000 円に対応しており、これは、公民館視聴覚室に設置予定のカラオケ用備品であります。この購入費が、市町村振興宝くじ収益金の助成対象となったことから計上するものであります。

続きまして、4 ページの歳出で抜けていたものについて、説明をさせていただきます。

まず、2 款、1 項、4 目、公有林管理費の経費区分 1、町有林管理事業 6 万 7,000 円の計上は、町有林野経営審議会について 5 年に 1 度の森林施業計画策定時に開催することで整理してございましたが、木材市況の急激な落ち込みにより、計画の変更が見込まれることから、本年度開催することとしたもので、6 名分の会議 1 回分 1 万 8,000 円と町有林に精通している委員による現地調査 7 日分 4 万 9,000 円を計上しております。

5 目、保安林管理費の経費区分 3、保安林整備事業 74 万 9,000 円の追加は、隣接

畑へ被害を及ぼす恐れのある冬季間に発生した風倒木に伴う処理経費5人工、7.5日分を計上したものでございます。

6目、住民活動費の経費区分3、地域集会所等管理経費25万2,000円の追加は、日ノ出地区ふれあいセンター南面軒先部分の修繕費であり、その下の7目、住民安全対策費の経費区分1、交通安全対策事業12万5,000円の追加は、JAの人事異動により交通安全指導員が交代となったため、新規に制服を購入し貸与するものであります。

次に、3款、1項、1目の社会福祉総務費、経費区分2、国民健康保険特別会計繰出金については、出産育児一時金が4万円引き上げられることに伴い町負担が12万円増加し、また、概算で見込んでいた当初予算の各拠出金確定等に伴い487万3,000円繰入金が増額となったことから、差し引き475万3,000円を減額補正するものであります。

4款、2項、3目のし尿処理費、経費区分1及び2ですが、し尿処理関連につきましては、北見地区衛生施設組合が今年3月末日をもって解散し、処理等を北見市が継承したところですが、し尿処理費について従来どおり負担金で予算措置してございましたが「起債未償還額については、土地や建物とともに北見市に帰属しており、係る経費を旧構成町に負担金として求めることは適切ではない」との網走支庁からの見解がございましたことから、それぞれの負担金798万3,000円、138万9,000円の合計937万2,000円を委託料に組み替えるものでございます。

なお、4月分、5月分につきましては、予算流用の上、委託料として支出しており、今回の組み替えは、6月分以降のものとなります。

5ページの6款、1項、7目の牧場費、経費区分2、牧場管理運営事業の14万7,000円の追加については、冬季間に牧場内木柱が劣化により、倒壊したことに伴う修繕でございまして、8款、5項、1目の公園費及び10款、2項、1目の学校管理費に計上した委託料各25万円につきましては、5月16日に小学校敷地内樹木が強風により倒れ、校舎の一部を破損する被害があったことから、隣接する中央公園も含め比較的危険度の高いと判断されるそれぞれ7本の樹木診断を実施するものです。

なお、前回の診断実施が平成10年とかなり時間が経過しておりますことから、診断により何らかの対応が必要となりましたら、今後補正での対応を予定しておりますのでご理解願います。

以上、総額3,286万9,000円を追加する補正予算の内容について、説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（八楸光邦君） それでは、議案書の6ページをお開きください。

議案第39号 平成21年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴います出産育児一時金の支給額の引き上げに係る追加をはじめとしまして、平成21年度の拠出金及び納付金の額の確定に伴いまして、後期高齢者支援金拠出金、前期高齢者納付金、老人保健医療費拠出金、介護納付金等の追加及び減額をお願いするものであります。

まず、第1条にありますように169万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を

それぞれ9億1,670万8,000円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次の7ページにあります「第1表、歳入歳出予算補正」の表のとおりであります。これにつきましてはご覧をいただくこととしまして、その内容につきましては、8ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、8ページの歳入歳出予算補正事項別明細書の歳入について説明させていただきます。

まず、2款、国庫支出金、2項、2目の出産育児一時金補助金につきましては、科目の新設となりますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う出産育児一時金の支給額を4万円引き上げることについて条例の一部改正をお願いしておりますが、この4万円の出産育児一時金の財源といたしましては、2分の1の2万円が国庫補助金であり、残りの2万円のうち3分の2につきましては、地方交付税で措置されますので、一般会計からの繰入金となり、残りの3分の1につきましては、国民健康保険税で負担することになっております。この科目では4万円の2分の1の2万円が国から補助されますので、本年10月以降の出産見込み件数の9件分18万円の補正をお願いするものであります。

次に4款、1項、1目の前期高齢者交付金につきましては、前期高齢者の各保険者の加入者数等に応じて財政調整するための交付金であります。平成21年度分の交付金の確定通知によりまして、15万9,000円を減額するものであります。

次に、8款、繰入金、2項、1目の一般会計繰入金につきましては、まず、2節の出産育児一時金繰入金についてですが、2款の国庫補助金のところでもご説明いたしましたが、出産育児一時金の支給額を4万円引き上げることに伴う財源としまして、国庫補助金の2万円を除いた残りの2万円につきましては、交付税措置分として、一般会計から3分の2の額を繰り入れするものですが、10月以降の出産見込み件数9件分の12万円を追加するものであります。

次に、4節のその他一般会計繰入金の487万3,000円の減額につきましては、平成21年度の国保会計の財源補てん分として、当初見込んでおりました繰入金の各拠出金等の確定に伴いまして、493万4,000円減額できることになったものとこのたびの出産育児一時金の国保税で負担すべき分、2万円の3分の1の額となりますが、国保会計での負担ができないことから、10月以降の出産見込み件数9件分の6万円と9ページ歳出の2款、4項、2目の12節にあります出産育児一時金支払手数料1,000円というのがありますが、この1,000円を合わせ、財源補てん分として、一般会計から繰り入れをお願いするものでありまして、これらを全部差し引き、財源補てん分繰入金としまして、487万3,000円を減額するものであります。

次に、10款、諸収入、3項、6目の雑入につきましては、前々年度、平成19年度になりますが、その老人保健拠出金の精算に伴い還付金が生じたことから、304万円を追加するものであります。

次に、9ページの歳出について説明させていただきます。

まず、2款、保険給付費、4項、1目の出産育児一時金の19節、負担金、補助及び交付金につきましては、出産育児一時金の1件4万円の引き上げに伴いまして、10月以降

の出産見込み件数9件36万円を追加するものであります。

また、2目の支払手数料の12節、役務費につきましては、10月からの出産育児一時金の4万円引き上げに合わせ、被保険者等が窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくても済むようにすることを目的とする「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」が実施されることとなります。現行でも申請によりまして、受取代理の仕組みがありましたが、これは9月末で廃止になる見込みとなっておりまして、10月からは、出産育児一時金を医療機関に直接支払う仕組みへ支給方法が変更されることとなります。10月以降につきましては、医療機関が被保険者に一時金の直接払いを希望するかを確認の上、希望することになれば、医療機関から、保険者である町が支払業務を委託しております審査支払機関の国保連合会に直接、出産費用を請求することとなります。

この出産育児一時金の支払業務を委託する審査支払機関であります国保連合会に出産育児一時金支払手数料としまして、今のところ単価は示されておりませんが、おおむね1件100円と見込みまして、10月以降の出産見込み件数9件分の1,000円を新たに計上するものであります。

次に、3款、後期高齢者支援金等、1項、1目の後期高齢者支援金拠出金の19節、負担金、補助及び交付金につきましては、平成21年度分拠出金の確定通知によりまして18万8,000円を追加するものであります。

次に、4款、1項、1目の前期高齢者納付金の19節、負担金、補助及び交付金の3万9,000円の減額、それから、5款、老人保健拠出金、1項、1目の老人保健医療費拠出金の19節、負担金、補助及び交付金の204万8,000円の減額及び2目の老人保健事務費拠出金の19節、負担金、補助及び交付金の7,000円の減額。

さらに、6款、1項、1目の介護納付金の19節、負担金、補助及び交付金の14万7,000円の減額につきましても、平成21年度分拠出金等の確定通知によりまして、それぞれ減額するものであります。

以上、平成21年度国民健康保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書の14ページをお開き願います。

議案第41号 平成21年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、後期高齢者医療制度の理解を深めるために被保険者をはじめ町民の皆さんへ周知する広報経費について、100%の補助が受けられることになりましたことから、その関係経費と平成20年度の事業費確定によります国庫補助金返還金の補正。

また、出納整理期間中に収納されました平成20年度分の保険料につきまして、広域連合に納付するための補正をお願いするものであります。

まず、第1条にありますように38万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,078万4,000円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次の15ページにあります「第1表、歳入歳出予算補正」の表のとおりであります。これにつきましてはご覧をいただくこととしまして、その内容については、16ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、16ページの歳入歳出予算補正事項別明細書の歳入について説明させていただきます。

2款、広域連合補助金、1項、2目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金25万4,000円につきましては、制度周知広報等経費にかかる交付金として、100%の補助が本年度におきましても継続されることにより、新たに科目を新設するものですが、これは17ページ歳出の1款、1項、1目の11節にあります消耗品費、これはリーフレット等の購入経費ですが、18万4,000円の追加と同じく歳出の4款、2項、1目の28節にあります繰出金、これは町広報誌に5回掲載予定の制度周知広報等経費ですが7万円の追加を合わせた25万4,000円を計上しております。

次に、16ページに戻っていただきまして、歳入の4款、1項、1目の繰越金13万円の追加につきましては、平成20年度に高齢者医療制度円滑運営事業費補助金によりまして、システム改修事業を実施しておりますが、事業費確定によりまして、補助金の返還が生じたので、その返還金分として3万2,000円、それから出納整理期間中に収納されました平成20年度分の保険料9万8,000円を合わせた13万円を前年度繰越金として繰り越すものです。

次に、17ページの歳出について説明させていただきます。

一部説明が重複しますが、1款、総務費、1項、1目の一般管理費の11節の需用費につきましては、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金事業を活用しまして、被保険者に対する制度周知のためのリーフレットの購入及び庁舎内印刷による町広報誌への折込みチラシ作成のための経費として、消耗品費に18万4,000円を追加するものです。

次に、3款、1項、1目の後期高齢者医療広域連合納付金の19節の負担金、補助及び交付金につきましては、出納整理期間中に収納された平成20年度分の後期高齢者医療保険料について、広域連合に納付するものですが、保険料等納付金として9万8,000円を追加するものです。

次に、4款、諸支出金、1項、3目の償還金の23節、償還金、利子及び割引料につきましては、平成20年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金額の確定によりまして、返還金が生じるものであり、新たに国庫支出金等返還金として、3万2,000円を計上するものであります。

次に、同じく4款の2項、1目の一般会計繰出金の28節の繰出金7万円の追加につきましては、歳入でも説明しましたが、制度周知広報等経費に対して、100%交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金のうち、一般会計で支出しております町広報誌に1ページずつ5回の掲載を予定しておりますことから、本来、後期高齢者医療特別会計で支出すべき広報誌掲載関係経費分の7万円を一般会計に繰り出しするものであります。

以上、平成21年度後期高齢者医療特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第40号、議案第42号、議案第47号

議長（橋本憲治君） 次に、日程第7、議案第40号、日程第8、議案第42号、日程第9、議案第47号は、単行議案の一括説明を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第40号から順次説明願います。議案書10ページでございます。

福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（八鍬光邦君） 議案書10ページをお開き願います。

議案第40号 平成21年度訓子府町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、平成20年度の老人保健医療費確定に伴いまして、すでに平成20年度で交付を受けております医療費交付金等に返還金が生じたので、その関係経費の補正をお願いするものであります。

まず、第1条でありますように724万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,104万7,000円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次の11ページにあります「第1表、歳入歳出予算補正」の表のとおりであります。これについてはご覧をいただくこととし、その内容については、12ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、12ページの歳入歳出予算補正事項別明細書の歳入について説明させていただきます。

5款、1項、1目の繰越金ですが、これは平成20年度の老人保健医療費確定に伴いまして、社会保険診療報酬支払基金からの医療費交付金と審査支払手数料交付金、それから国や道からの医療費負担金に返還金が生じたため、この返還金の合計額724万7,000円を前年度繰越金として追加し、歳出の返還金に充てるものであります。

次に13ページの歳出について説明させていただきます。

2款、諸支出金、2項、1目の償還金の23節、償還金、利子及び割引料につきましては、歳入でご説明いたしました医療費交付金等返還金として、歳入と同額の724万7,000円を追加するものであります。

返還金の内訳について、千円単位で申し上げますが、まず、社会保険診療報酬支払基金への医療費交付金と審査支払手数料交付金の合計返還金額は、約509万4,000円。国への医療費国庫負担金の返還金額は、約197万2,000円。北海道への医療費道負担金の返還金額は、約18万2,000円。これらを合わせた返還金の合計額が724万7,799円となるものであります。

以上、平成21年度老人保健特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） ここで、午前10時30分まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時30分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

議案第42号から説明を願います。議案書18ページです。

福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 議案書の18ページをお開き願います。

議案第42号 平成21年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案説明をさせていただきます。

第1条で歳入歳出それぞれ25万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億7,365万5,000円とするものであります。

次に、19ページの第1表は、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧をいただき、その内容につきましては、20ページ以下の事項別明細書によって説明をさせていただきます。

20ページの歳入ですが、第7款、繰入金、第1項、第2目、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金であります。本年3月の第1回定例町議会におきまして、制定された基金条例に基づく基金からの繰り入れ25万5,000円を計上しております。

この基金につきましては、介護従事者の処遇改善を図るために介護報酬が改定されたことに伴う介護保険料の上昇を抑制することを目的に設けられた基金であります。介護保険料軽減に係る広報啓発など、軽減措置の円滑な実施のために処分できるとされているものであり、21ページの歳出で第1款、総務費、第4項、第1目、趣旨普及費として、保険料軽減措置周知のためのパンフレット購入費として、消耗品費25万5,000円を計上するものであります。

この結果、介護従事者処遇改善臨時特例基金の21年度残高は、227万5,000円となる見込みであります。

以上、平成21年度介護保険事業特別会計の補正予算について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） 議案書41ページをお開きください。

議案第47号 訓子府町水道事業会計欠損金の処理について、提案説明をさせていただきます。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条の2の規定により、欠損金の処理について議会の議決を求めようとするものであります。

同法施行令によりますと「欠損金の処理は、決算認定の議決とは別に、これを先行して行うべき」とありますので、先立って提出させていただくものであります。別に配付しております「資料3」をお開き願います。未処理欠損金の算出についてご説明いたします。この資料は、平成20年度訓子府町水道事業決算報告書の抜粋であります。

まず1枚目では、収益的収入及び支出について、収入の水道事業収益における決算額は1億7,856万3,292円であり、支出の水道事業費における決算額は1億7,417万9,707円であります。

次の2枚目には、資本的収入及び支出について、款項の区分毎に予算額、決算額等を載せてありますので、これについては、後ほどご覧いただくことといたしまして、次の3枚目が収益的収入及び支出であり、いわゆる経常的経費における損益計算書であります。

ここに表われている1の営業収益から4の営業外費用までの数字は、先ほどの1枚目の収益的収入及び支出の決算額から税抜きした額を目別に計上しているものであります。中ほどに記載の営業損失が、3万8,437円と営業外損失が、121万6,707円を合

寄せた経常損失は125万5,180円でございます。これが当年度の純損失額でございます。

この額は、前年度繰越欠損金2,527万431円を加えたものが、当年度未処理欠損金2,652万5,611円となるものでございます。

次に、議案書41ページに戻っていただきまして、記以下の平成20年度訓子府町水道事業会計欠損金処理計算書1の当年度未処理欠損金は、先ほどの損益計算書のとおり2,652万5,611円となりましたので、その金額については、2の欠損金処理額(3)資本剰余金繰入額125万5,180円によって処理しようとするものであります。

これにより、3の翌年度繰越欠損金は、2,527万431円になるものでございます。

平成20年度訓子府町水道事業会計欠損金の処理につきましては、本来であれば営業活動による欠損金は、営業活動による利益をもって処理すべきものであります。

そのため、欠損金の補てんは、繰越利益剰余金または、利益積立金を持って処理し、なお残額がある場合は、次年度へ繰り越しいたしまして、次年度以降の料金収入や費用削減により、これを解消していくのが通例でございます。

しかし、今年度の欠損金処理にあたっては、平成19年度実施した企業債の繰上償還に伴う公営企業経営健全化計画に沿って、累積欠損金の削減に努めるべく、資本剰余金で補てんするものでございます。

なお、欠損金補填額としては、当年度未処理欠損金2,652万5,611円のうち当年度純損失分125万5,180円の資本剰余金から、欠損金を処理するもので、処理後の資本剰余金の累積額は、2億5,154万1,105円となる見込みでございます。

以上、訓子府町水道事業会計欠損金の処理について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(橋本憲治君) 以上で、議案第40号、議案第42号、議案第47号の各案に対する、提案理由の説明が終わりました。

議案第44号、議案第45号、議案第46号

議長(橋本憲治君) 次に、日程第10、議案第44号、日程第11、議案第45号、日程第12、議案第46号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第44号から順次説明願います。

建設課長。

建設課長(林 秀貴君) 議案書の24ページをお開き願います。

議案第44号から議案第46号について、関連がございますので一括して提案説明をさせていただきます。

まず、今回の条例改正の主な内容について説明申し上げます。

公営住宅における暴力団員の不法・不当行為など殺人事件や傷害事件、公営住宅の不正入居や不正使用など、さまざまな問題が全国的に発生してきていることから、公営住宅からの暴力団排除に関する社会的要請の高まりを受け、公営住宅における暴力団排除の基本方針が国から示され、警察などから暴力団の排除について、再三要請されているところでございます。

このため、町営住宅などから暴力団員を排除し、町営住宅の入居者及び町民の生活の安全を確保し、町営住宅の適正な維持管理を行なう関係条例である「町営住宅管理条例」、単身住宅などの「特定公共賃貸住宅管理条例」、東幸町教職員住宅の改修住宅であります「定住促進住宅管理条例」の3本の条例改正を提案させていただくものでございます。

最初に、議案第44号 訓子府町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について提案説明をさせていただきます。

訓子府町営住宅管理条例（平成9年条例第12号）の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

別紙につきましては、25ページから26ページの改正条例案でございますが、その内容については、27ページからの新旧対照表によりご説明いたします。27ページをお開き願いたいと思います。

右側が現行の条例で左側が改正案の条例でございます。

第6条は、入居者の資格で、第5号として「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する暴力団員いわゆる公安委員会より、指定されている暴力団の構成員でないことを追加するものです。

第12条は、住宅入居の手続きで、第3号として、町営住宅の入居決定者に対し暴力団員でないこと。暴力団員と判明した場合は、町営住宅から退去するとした誓約書を提出させることを規定するものでございます。

第13条は、同居の承認で、親族以外の者を同居させようと承認する場合、第2項として、暴力団員には同居の承認をしないことを規定するものです。

第14条は、入居の承継で、配偶者が亡くなった場合や離婚した場合、第2項として、暴力団員であるものが入居の申請をしても承認をしないことを規定するものです。

第43条は、町営住宅の明け渡し請求であります。第6項として、暴力団員であることが判明した時は、住宅の明け渡し請求をすることができることを規定するものです。

28ページの第58条は、使用者の資格で「駐車場の使用制限」に関して、暴力団員は町営住宅の入居の制限だけではなく、駐車場についても使用させないことを規定するものです。

次に、新しく追加する条文として、第69条として「警察署長の意見の聴取」で、町営住宅へ入居しようとする者、入居している者が暴力団員かどうか、警察署長の意見を聴くことができることを規定するものです。

次に、第70条として「町長への意見」で、警察署長は町長に対して町営住宅に入居しようとする者、入居している者が暴力団員かどうか意見を述べることを規定するものです。

次に、第71条として「勧告」で、町長は警察署長から暴力団員であるとの連絡があった場合には、その者に対して住宅の明け渡しなどの勧告を規定するものです。

次に、29ページの附則といたしまして、第1項では、この条例は平成21年7月1日から施行するものであります。

経過措置であります。第2項については、この条例の施行日以前から、町営住宅に入居している者などに対しても、暴力団員と判明したときは、明け渡し勧告及び請求することができることを規定するものです。

第3項については、この条例の施行日以前から同居している者が、暴力団員と判明した時も、明け渡し勧告及び請求することができることを規定するものです。

第4項については、明け渡しの請求方法については、条例第43条第2項及び第3項、第4項の規定を準用することとしています。

以上、訓子府町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案書の30ページをお開き願います。

議案第45号 訓子府町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明させていただきます。

訓子府町特定公共賃貸住宅管理条例（平成5年条例第27号）の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

別紙につきましては、31ページから32ページの改正条例案でございますが、その内容につきましては、33ページからの新旧対照表によりご説明いたします。

右側が現行の条例で左側が改正案の条例でございます。

単身住宅などであるこの住宅の改正内容については、議案第44号の町営住宅管理条例の一部を改正する条例と同様であります。

第5条の入居者の資格、第9条の入居の手続き、第19条の住宅の明け渡し請求に、暴力団員を排除する規定などを追加し、新しく追加する条文として、第22条に暴力団員であるかどうかについて警察署長への意見の聴取、第23条に警察署長から町長への意見、34ページの第24条に暴力団員と判明した時の明け渡し勧告を規定するものです。

附則といたしまして、第1項では、この条例は、平成21年7月1日から施行するものであります。

経過措置であります。この条例の施行日以前から、特定公共賃貸住宅に入居している者や同居している者が、暴力団員と判明した時は、明け渡し勧告及び請求することができることを規定するものでございます。

以上、訓子府町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書の35ページをお開き願います。

議案第46号 訓子府町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明させていただきます。

訓子府町定住促進住宅管理条例（平成20年条例第27号）の一部を改正する条例を制定しようとするものでございます。

別紙につきましては、36ページから37ページの改正条例案でございますが、その内容につきましては、38ページからの新旧対照表によりご説明いたします。

同じく、右側が現行の条例で左側が改正案の条例でございます。

定住促進住宅の改正内容についても、議案第44号の町営住宅管理条例の一部を改正する条例と同様であります。

第5条の入居者の資格、第9条の入居の手続き、第10条の同居の承認、第11条の入

居の承継、第22条の住宅の明け渡し請求に、暴力団員を排除する規定などを追加いたしまして、新しく追加する条文として、39ページの第25条に暴力団員であるかどうかについて警察署長への意見の聴取り、第26条に警察署長から町長への意見、第27条に暴力団員と判明したときの明け渡し勧告を規定するものです。

附則といたしまして、第1項では、この条例は平成21年7月1日から施行するものがあります。

経過措置であります。この条例の施行日以前から定住促進住宅に入居している者や同居している者が、暴力団員と判明したときは、明け渡し勧告及び請求することができることを規定するものです。

以上、訓子府町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 午前中の説明につきましては、終わりましたけれども、ここで議事日程の変更を議会運営委員長と協議するため、ここで暫時休憩をしたいと思います。午前11時まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時50分

再開 午後11時00分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長、副議長と協議の結果、議事の日程を変更することとし、日程第15、報告第7号、日程第16、報告第8号を先に審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第15、報告第7号、日程第16、報告第8号を先に審議することに決定いたしました。

報告第7号

議長（橋本憲治君） 日程第15、報告第7号 繰越明許費繰越計算書の提出についてを議題といたします。

提出者からの報告を求めます。議案書43ページでございます。

企画財政課長。

企画財政課長（山内啓伸君） 報告第7号について、説明いたします。議案書の43ページをお開きください。

報告第7号 繰越明許費繰越計算書の提出について。

平成20年度訓子府町一般会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

次のページの繰越計算書により、その内容を説明いたしますので、ご覧をいただきたい

と思います。

まず、繰り越した事業につきましては、本年2月の第1回臨時町議会及び3月の第1回定例町議会において、平成20年度訓子府町一般会計補正予算の繰越明許費として、ご決定をいただいた12件の事業となっております。

表の1番目「定額給付金事業」2番目「子育て応援特別手当支給事業」中ほどの「プレミアム付商品券発行」につきましては、事業の内容上、年度内に完了することができず、一部を繰り越すもので、残りの9件につきましては、2月、3月の議会でご決定いただいた事業費を同額、翌年度に繰り越したものでございます。

なお、事業ごとの繰越の財源につきましては、表をご覧くださいことといたしまして、合計欄で説明いたしますと20年度で歳入済の国庫補助金が、1億3,167万円、国庫支出金など合わせて3,617万1,000円の特定財源を繰り越しており、一般財源としての繰り越しは、1,236万1,000円となっております。

以上をもちまして、報告第7号 繰越明許費繰越計算書の提出についての説明を終わらせていただきます。

議長（橋本憲治君） ここで、若干質問があればお聞きしたいと思いますが、ございませんか。なければ以上で本報告を終わります。

報告第8号

議長（橋本憲治君） 日程第16、報告第8号 出納検査結果報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。議案書45ページでございます。

議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。議案書の45ページをお開き願います。

報告第8号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成21年6月23日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成21年4月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋 本 憲 治 様

平成21年4月10日

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 佐 藤 静 基

次のページ、46ページ、47ページにつきましては、説明を省略させていただきまして、48ページをお開きいただきたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成21年5月12日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成21年5月12日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページ、49ページから52ページまでにつきましては、前年度分の平成20年度分と現年分、平成21年度分の表であります。これにつきましても、先ほど同様に説明を省略させていただきます。続きまして、53ページをお開きいただきたいと思います。

出納検査結果報告書

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成21年6月9日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府議会議長 橋本憲治様

平成21年6月9日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページ54ページから56ページにつきましても、先ほど同様に説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

ここで、若干、時間が早いですけれども、昼食のため休憩したいと思います。

午後1時から一般質問になっておりますので、皆さん、ご参集をお願いしたいと思います。休憩に入ります。

休憩 午前11時08分

再開 午後 1時00分

議長（橋本憲治君） それでは定刻になりました。休憩を解き会議を継続いたします。

一般質問

議長（橋本憲治君） 日程第13、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含め議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、また、冒頭に町長からも発言がありましたように、簡潔に質問、答弁されますように希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

2番、河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 2番、河端です。一般質問通告書に従って、町長に質問いたしま

す。

消防の通信司令業務一元化に伴う課題と対応について伺います。

町長は常に安心、安全なまちづくりを目指すと言っています。その大きな役割を担っているのは消防です。

近年、災害や事故の多様化に伴い、消防業務も多岐に渡りその使命の重要さが再確認されています。町民の生命と財産を守るため、日夜危険な業務に努められている消防署員、消防団員の方々に心から敬意を表します。

平成20年2月29日から消防の通信指令業務が一元化となり「119番通報」が全て、北見消防署につながるようになりました。過日このシステムになってから、初めて訓子府町で火災が発生しましたが、この火災に際して出動体勢など、問題、課題はありませんでしたか。

また、あるとしたら今後どのように対応していきますか。

以上を伺います。

町長(菊池一春君) ただいま、「消防の通信指令業務一元化に伴う課題と対応について」のお尋ねがございましたので、お答えさせていただきます。

最初に「一元化スタート後、先日発生した住宅火災に対する出動体制の課題はあるか」についてでございますが、今回の住宅火災までの間、平成18年に発生以来大きな住宅火災は、およそ2年半ほど発生しておりませんでしたので、実質大きな火災は今回が初めてとなります。

しかし、平成20年2月末の一元化以降、小規模な林野火災などが発生しており、本部の指令に基づき3回出動してきたところであり、出動体制については、この時にも特に大きな問題はありませんでした。

逆に、出動準備から現場までの到着などの時間短縮及び相互応援の連携は今まで以上にスムーズになされたと考えているところでございます。

今回の火災につきましても、通報者からの電話受領中に支署には出動予告が入るため、その間に出動準備ができるなどの出動時間の短縮が図れており、現場に合わせた消火活動も支障無く行われたと考えているところでございます。

また、通常時においても消火活動で反省点があるときは、火災の都度職員全員で検証し次に備え改善していくこととしています。消防の業務は、消火活動にとどまらず救急業務や交通事故や災害等の対応など多岐に渡っており、特に、救急業務においては、出動が重なる場合、一番近い消防署の救急車が出動するなど救命率の向上にもつながっていると考えているところでございます。

以上、お尋ねのありました件についてお答えしましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長(橋本憲治君) 河端芳恵君。

2番(河端芳恵君) あの火災の後、何人かの方とお話する機会がありました。たまたまあの日、私は自宅におりましたものですから、様子を見ており何点が課題が私なりにあったと感じております。消防に関しては、非常に微妙で難しい面もありますが、あえてお聞きしなければいけない面もあるかと思えます。過日の火災については、まず、サイレンが鳴りました。そして最初に南12線を穂波方向に向けて消防車が2台走っていきました。

最近、サイレンの鳴り方が近火と遠火で以前は違っておりましたが、今は近い火事なのか遠い火事なのかそれもわかりませんし、場所も放送しなくなりました。南12線に1、2台目、消防車が走っていったのを見て、私は穂波に90歳になる一人暮らしの兄が住んでおりますので、もしかしてそちらかと思いき行かなくてはと置いていたところ、3、4台目、救急車、その他の警察車両は、全部、相内線を北上していきました。あとで分かったことですが、私も現場へ消防が退去した後に行ってみました。その現場については、最初の1、2台目が行ったコースより、後から行った3、4台目のコースが距離的に約1キロ近かった。それと最初の1、2台目は交差点も多く、後から出た3、4台目が、先に現場へ着いたということを知りました。いち早く火災の現場に行き消火作業をする。通報した方にしてみれば一刻一秒でも早く来て欲しいという気持ちだと思います。コースの走行距離、走行ルート、その他、具体的なことについては、119番通報が全て北見に入ります。それから、訓子府に具体的にどの場所が火事だというように連絡が入ります。今回、最初の車が当然行くべきコースでなかったのではないかと私は思いますが、それは、どのような事態が発生したのか、それについて町長は問題を感じていないのか伺います。

議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

総務課業務監（伊田 彰君） 今、再質問で具体的なコースの部分のご質問がございました。まず、議員の言われるとおり、先発隊、訓子府1号車、訓子府1分団車につきましては、南12線を東に向かい西21号線を北上し、南5線との交差点をそれから西に折れ、相内線に出たという経路でございます。あわせて後発隊である訓子府2分団車、訓子府水槽車が議員言われるとおり相内線を真っ直ぐ北上した経過でございます。出発時間につきましては、16時53分、これにつきましては、ほぼ数秒単位の違いで先発隊と後発隊が出発したということでございます。あわせて先ほど議員が言われたとおり相内線で先発隊と後発隊がかち合わせたというか、相内線でぶつかり優先道路である後発隊の相内線から先に行ったということが現状としてはございます。ルートにつきましては、現状の通信一元化の良い点という部分も含め、サイレンと出動がほぼ同時になるということで団員さんの招集が非常に早く、先発隊が出発した時には、北見司令のGPSというか車載の地図を確認しながら進んだということです。結果といたしまして、先発隊、後発隊、逆になりましたが、今回の火災の消火にあたっては、大きな支障はなかったというように感じてございます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 通信システムに準じて行動し、問題はなかったとおっしゃいましたが、一般町民感情や現場近くの方々のお話を聞きますと「何で遠回りしてきたのだ」という、やはりそれは通信システム一元化になった問題ではないのか。それとも北見からの一元化でいろいろなメリットもありますが、内部で検討できることはあるのか、いろいろな方に聞きましたら、現場への走行ルートまでは北見から指示はされていないというようなことです。その辺も含めて、あの地域は比較的訓子府の中では、分かりやすい地域です。以前の訓子府の消防につながる時でしたら、中の沢保育所の近くだと言って言ったら、誰しも相内線を真っ直ぐ走ったと思うのです。ナビシステムでの良い面とそれをうまく活用していかなければ、決して今回のことが法にふれてはいないし、問題もなかったと町長は言わ

れますが、私は大きな問題だったのではないかなと思っております。もう一度、町長に確認いたします。

議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

総務課業務監（伊田 彰君） 再度、ご質問いただいた部分でございます。議員の言われるとおりナビシステムと地元の町民の感情の部分というのは、確かに議員言われるとおりの部分でございますが、今回、予告の部分で出動しておりますが、どうしても先発隊については、司令からのナビを頼りに進んだということでございます。それについては、ナビのシステムはルート表示をしてございません。言われるとおり21号線、南4線という災害の発生現場の位置を示した部分でございます。その部分からいきますと前段の再質問にもございましたが、消防といたしましては、危険交差点というか交差点の数が多かったということで、それは今後の課題として、1つ上げてございますので、お答えいたしたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 火災出動としては、2年ぶりということですが、年間、救急車が180件位出動していると聞いていますし、コースの最短距離をどのように走行するかということは、救急車も火災の時も同じではないかと思っております。今回のことでこれ以上、あとはいかに町民の期待に応えるべく短時間で現場に着いて、消火活動をして欲しいということに伝えていただきたいと思えます。

再度、お願いいたします。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） この一元化のシステム、通報してから出るまでのシステムについてもう一度、確認の意味でお話したいと思えますが、通報者が、誰かは分かりませんが、通報された方は、例えば福野何番地というような形で言った段階で、すでに予告司令というのが訓子府に入ります。そして、場所など聞き出している途中には、すでに出ているという可能性もありますので、その後に例えば何々宅と特定した場合というのは時間的なロスが何秒かは知りませんがあります。すでにその時は出ていますので、例えば今回のケースでいきますと、踏み切りを渡ってすぐの南12線までの区間の中で、住宅の特定がされない場合はナビに示された場所に行きます。ナビは、この位の大きさのものですから、そこにボツンと表示されます。また、あそこの住宅は、西21号線のつきあたりというような条件もたまたま重なったのかもしれませんが、そこから入りますので、とにかくそこに行くという可能性がある。そして、その時点で、南12線へ行くまでに、その住宅が特定されないとそこを曲がってしまう可能性が十分あったという部分は消防でも確認しております。特に、先ほど町長の一番最初の答弁の中でもありましたが、予告というのは、その部分でございまして、その差で誤差が出てくる。ナビゲーションがついているのは、全部の消防車についている訳ではない。要するに先発という一番先に行く部分が、予告に従って消防車が行く。そして、ある程度確定した段階といえますか、分かった段階で、2番手、3番手が行く。その微妙な誤差があったと思っておりますが、いずれにしても消防車については、全車両が必ずしも同じルートで行くとは限らない。もし事故が起きたら、そのところで止まるということもありますので、往々にして、その場、その場の現場の状況で、ルートを変えるということは、多々あるようでございますので、その部分のご理解を

いただきたい。最終的な反省点でいいますと、先ほどうちの業務監が言いましたように、交差点が西21号線を行くと若干多い。止まる部分が多いという部分で南5線と相内線との交差点で合流したという形になります。その時間の差があるという部分でいけば、先発隊が行ったのとそれほど変わっていなかったということは、確かに言うとおりでございます。その部分については、多少の誤差はある。予告から出勤までの誤差があるということをご理解いただければと思います。

それと、一番最初の質問でサイレンの鳴り方が違う。前にもご質問ありましたが、確かにサイレンの鳴り方で、昔は市街地区の場合、短い吹鳴間隔で、実践会地区については長い吹鳴間隔というのがあったと思うのですが、今、1本になり、同じようなものになったというようにご理解いただければと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 何度もしつこいと自分では感じてはおりますが、もう一度きちんと確認したいと思います。

サイレンが鳴って出る。あの場合で言いましたら、南12線を回った時点で1号車は、場所がきちんと特定できてなかったということですか。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 先ほども言いましたように、ナビゲーションの位置は、点みたいなので表示されるのですが、その部分に向かって走り、途中で詳細な部分について常時情報が入ってくるという状況です。そのようになっております。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） そのことは問題ではないのでしょうか。私は、行き先が確定、きちんと把握し、その最短ルートが分からないまま出てしまうということはある意味問題なのではないかなと思います。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 先ほどから何回も言いますように、この部分につきましては、ナビゲーションで行く場所の位置というのは、表示されていますので、その後、今回、火事になったところは地元の方も含め、個人の住宅で名前も分かり行けたから、近いというルートもありますが、その時点では、とにかくナビゲーションに従って一番近くのルートをいくということであり、たまたま後から相内線を通れば短かったというのは結果論でありまして、その時には、とにかく現場に急がなければならないということを優先し、一番最初の車が走ったということで、特に問題あるとは考えておりません。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） ここが大きな見解の相違だと思えます。ナビに従ったから問題はなかった。これで済ますことなく、やはりこれからいろいろなことがあると思えますので、その都度、この出勤状況がベストだったのか。それをきちんと確認していただきたいと思えます。

北見地区消防組合のホームページから出勤概況報告書を見ることができました。それについては出勤状況として、放水開始など、具体的なことを記入して、最終的には、北見の消防長に提出するようになっておりますが、この件に関して、町長は出勤概況報告書の内容に目を通されておりますか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 火災現場には、消防署員、それから団の車と大差なく、私もその場所に駆けつけておりますし、事後に支署長を通じ火事の状況等についてはお聞きし、書類上では、支署から北見地区消防組合の消防長へ書類を上げているということでございます。河端議員が今回のこの問題はコース選定の誤りであり、問題ではないのかというご質問でございます。私の答弁では、課題はある。しかし、問題ということではないという言い方をさせていただきました。それは、総務課長やあるいは業務監が基本的には、お答えしているとおりであり、もし、私どもの町の消防署員、それから団が、あの福野の現場であの位置の名称がはっきりしていたら、あるいは相内線を北上するということもあり、それは今後の反省としてあるかもしれません。

しかし、ナビというよりも、通報の第一報は名前をとということではなくて、予告ということですから、できるだけ早く、その現場の近くに出動するというのは本分ですから、私は問題というのは、いささかとらえ方が大き過ぎないかということでございます。課題としては、今回のことを整理しながら、いろいろな面で、2年半ぶりの火災でございますから、細かな反省やあるいは改善点はあると思いますが、問題というほどのものではないと私は思っております。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 先ほども少し触れましたが、以前は、近火、遠火でサイレンが変わっていたと思いますが、今は同じ調子でサイレンが鳴っております。それともう一点、場所をお知らせしなくなったということで、消防にも多数問い合わせがあり、いろいろな混乱もあったようですが、火災の次の日には、新聞報道などで場所を特定されています。例えば、福野方面で住宅火災が発生との報道、お知らせの仕方もあると思いますが、訓子府は、結構親戚が多く、あの地域に自分の身内がいるなど、そのようなことが多いので、訓子府独自でどのように考えるのか。お聞かせをお願いします。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） サイレンのことにつきましては、一元化する時に変わったというのは、住民の方全員に全て周知しているかという部分は、不安でございます。それについては再度、周知し、今後についても広報等していきたいという部分が1つでございます。

それと場所を知らせなかった。要するに名前を知らせなかったという部分は、実は一元化する時に北見市、置戸町、本町と1市2町で、どこまで情報を流すかという部分の情報管理マニュアルを作成してございまして、そして消防の場合、現場がある時には、1人留守番的なものを置きますが、それらは無線等の情報を流すという業務で忙しい部分もありますので、その分も対応するという事は多々出てくるのですが、大概が地元消防の電話番号「47-2419」へ直接かけ、聞いてくるというような状況が多々あります。そのようなこともありまして、広報等にも去年から一元化する時に総計で6回、年明けてから毎月のように広報等にのせておりますが、もし情報が知りたい場合は「24-5411」という電話番号で聞いてくださいというようなことをお知らせしているところでございます。しかし、その時点になると忘れてたり、そのことまで気がつかないのかもしれませんが、そのような状況になっている。

一元化する時にもお話ししたかもしれませんが、一元化のデータを要するのに住民情報のデータを取り入れる時には、個人情報保護の関係があり、うちの住民記録のデータを消防のほうに流しているといいますか、使用しているという部分がございます。この部分は、消防からそのデータを使い、場所の特定などをし、情報として入ってくるのですが、現実的に我々も交通事故などで、119番への通報があった場合にはメール等で入ってくるのですが、我々にも名前、住宅名というのは入ってきません。福野何番地というような状況です。これについては、初めから情報化マニュアルを作成する時に北見地区消防組合で、それ以上の情報を流さないということと打ち合わせ、取り決められているという部分です。そして新聞等に掲載の場合については、いろいろなところで情報を流すと間違った情報が出る。たまたま、この119番というのは火事だけではないですから、救急や交通事故など、その照会で個人情報が出せるかどうかという争点が出てきますので、その部分については、火事も同様に最低限のことを知らせる。今まで、消防のスピーカー等で流した部分から比べると少し不親切なような感があるかもしれませんが、今、個人情報の関係で、かなり厳しい面もございますので、その打ち合わせの中で、教えないというようなことを徹底し、進めているというような状況であるということをご理解いただければと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 訓子府は北見と違いまして、消火活動なども消防団の方々の力に負うところが多いと思いますが、消防団と署員は車の両輪だと思います。うまく連携はとれていますか。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 連携という部分で、どこのことを言っているかわかりませんが、一般的には、よほど広域な範囲とか広い場所の災害でない限りについては消火活動でホースを持って消すというのは、消防署の職員がしているという部分です。その後方支援として団員がしているというような状況です。実際には、訓練等で消防団員もホースを持つこともあります。例えば、今回のケースみたいな場合については、全員でやることではないですから、消防署員がホースを持ち、その接続とほかの車からの給水という後方支援を消防団員が担っているというような状況で一般的には、そのような形で進めておりますので、その部分については、もちろん消防団の力というのは必要ですし、その分では連携を十分取らなければなりませんし、その部分については、特に問題はありますが、ほかの関係の部分であればお答えしかねるというような状況です。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 最近の火災は、煙による死亡、被害が多いということで死者をなくすために、平成23年6月1日で火災報知器の設置が義務付けされます。それに伴い刻も早く火災を知るということで、今、町営住宅には、町で設置を進めているところですが、町の広報などでも何回か折り込みがあったとは思いますが、まだ、我が家も含め設置しているところは少ないかと思えます。特に、独居の方、高齢者世帯などには、これからいろいろ啓蒙していかなければいけないとは思いますが、今どのように進んでいるかお伺いします。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） まず、死亡の原因の部分につきましては、河端議員が言われ

るとおり、煙にまかれてというか、熱い煙を吸って肺が焼け死ぬというようなケースが死亡原因としては一番多いというのが消防統計で出てございます。あと、未然に防ぐという部分で効果的であるのではないかという部分で火災報知器です。今年度をもって町営住宅については、全部設置されるという部分で、今後一応消防法の中では義務化されているという形になります。これはうちの町に限らず、どこの市町村もどこまでやるかというような部分は未定で、まだ現実的には進んでない。それは町営住宅以外の一般住宅です。場所によっては、高齢者の方に付けるのか。付けたら一般住宅はどうするのか。他の残りの住宅はどうするのかというようなことは、どこの市町村も今、検討中というような状況です。消防法の中で、期限があるというか定められ設置をしなければならないというような状況になってはいますが、本町につきましても、昨年からいろいろ考えてはいるのですが、これは1戸の住宅に1個付ければいいという話ではないですから、寝室等に全部つけると大体平均3、4個は最低でもいるのかというような感じになれば、それをどのように負担するかというのが出てきます。もちろん個人の方が各自で付けていただければいいのですが、反強制みたいな部分が法的に出てくるとすれば、何らかの手当をしなければならないかということで、どこの市町村も今検討中ではないかと思えます。今、今年中ですが、何ヵ月後になりますが、管内の状況をたまたま会議ありますので聞いてみようかなというふうに思っていますので、それについては、どうするかというのは今、本当に検討中であり、考えを思案中ということでご理解いただければと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 国は、平成24年度に、消防の広域化を進めるべく広域消防運営計画を作成し、実施、実行しようとしています。この件については、昨年6月に工藤議員からも質問がありましたが、これから広域化、デジタル化もされるような流れでございます。最終的には、訓子府の安全をどのように守るのか。広域化、デジタル化、機械化が進んでも最終的には人間がどのように動くかということが問題と思えます。それで今、検証し改善しようとするところがあるのなら、これからに向けてどのように消防業務全般、安心、安全を守るということ全般です。お伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今、議員ご指摘のとおり消防をめぐる2点、大きな課題が全国的にございます。

1点目は、消防の広域化でございます。国は、消防を広域化し、そして、より効率的、機能的にという考え方にに基づき、この施策を進めようとしておりますが、管内でいいますと元々、消防というのは、戦前が国家消防でございました。今、自治体消防でございますから、市町村あるいは広域的な事務組合を通じた消防が基本ということですから、市町村長が消防を住民の安心、安全をどう確保するかという点では、訓子府町で申しますならば、私自身の責任というのは重大でございます。それを国は広域化をしていこうということでございます。先ほどの質問の中でも、いろいろありましたが、前回の工藤議員の質問にも答えましたが、広域化することにより、良い面とあるいはより早く、より安全にという点での市町村長としての責任のありようが今、問われ始めているということですから、少なくとも広域消防につきましては、管内的にもまだまだ議論の余地があるところでございすし、これから具体的な議論をしていかなければならないということでございます。ただ、

広域合併やいろいろなことが今、自治体を巡る変化が起きていますから、一概に一自治体、一消防ということだけでは、なかなかいかない。これも1つの検討課題でございますが、今後、具体的に詰めていきたいということでございます。デジタル化の問題については、2011年までに地デジ、これは自治体も含めてアナログからデジタル化に進めていかなければならないというのは、あと数年で放送が全部デジタルになっていくということをご存じのとおりでございます。消防も2016年に無線デジタル化というのを消防庁が中心に、これを方針として出されてきておりますが、大枠として北海道では、480億円の金がかかるというように言われています。2分の1が国庫補助でございますから、180市町村含め240億円の負担をどうするのか。これもまた財源的な負担の問題を国としての施策、政策を進めていく中で市町村に持ち出しをしていくというのは、いかがなものかというのが道内の町村会においても非常に厳しい意見が出ておりますし、管内的にも、まだまだ検討課題がございます。

しかし、最終的な権限が2016年ということですから、黙っている訳にもいかないということから、幾分の予算措置を講じさせていただきながら、管内的あるいは全道的な情報を見ながら、国としての進め方と連動し、ある意味では、また一方では、市町村としての住民自身の安心安全をきちんと主張しながら、最大のお約束を住民の安心安全のための施策を講じてまいりたいというのが、基本的な姿勢でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 以上で質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 2番、河端芳恵君の質問が終わりました。

次に1番、佐藤静基君の発言を許します。

1番、佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 1番、佐藤静基。私は今後とも進むであろう高齢化時代に向かって、安心のできる医療機関の確保とその通院患者等への支援について、町長の考え方を伺いたいと思います。

将来さらに進むであろう高齢化時代の社会情勢にあって、近年、特に地方での過疎化が著しいと今後とも予測されているところでございます。各地方自治体は医療体制をどう維持していくのか、病院の安定確保が問題視されているところでございます。

おかげさまで当町では、現在の各病院ともそれぞれの工夫と努力により、今のところ安定した治療が行われておりますが、現在の医院も開業以来20年が経過して、当時に比べて人口は約1,700人の減少、さらに現在の医療を取り巻く環境は極めて厳しい状況の中で、経営内容も大きく変化しながら、現在に至っております。

また、今後ともこの地域医療の中核を担うであろう北見赤十字病院は現在、増改築事業や医師不足の問題など課題が多く、容易には安心の見通しがたたない状況にあり、私たち町民は大変不安を感じているところでございます。

このような状況の中で、当町としては今日まで地元の病院に対する「地域医療報奨金」や在宅高齢者への「移送サービス事業」などが実施されており、さらに今年度からは北見バスでの通院助成にも取り組んでいるところでございますが、今、多くの町民の願いとして、小さな町であっても将来ともさらに「安心して暮らせる福祉の町」をもっと充実させ

るための一環として、町内病院の安定した永続的な運営と特に、高齢者の方々の通院への足の確保が強く求められているところがございますので、以下の件について町長の考え方を伺いたいと思います。

1として、現在運行されている「スクールバス」あるいは「デイサービスの送迎バス」を高齢者向けの町内病院への「通院バス」として利用拡大の考えはないのか。

2として、現在「訓子府クリニック」で行われている送迎車への経費などを支援を行うような考えはないのか。

3として、町民にとって「北見赤十字病院」の果たす役割とその期待は大変大きいものと思いますが、訓子府町として早期に、この増改築工事や医師不足問題等を解決されて、北見赤十字病院が地域医療の中核として、近隣の町の期待に応えていただけるような要望をすべきでないのか。

また、町として今後「北見赤十字病院」に対して、どのような貢献を考えておられるのか。

以上の件について、お考えを伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、高齢化時代に安心な医療機関の確保と通院者等への支援について3点のお尋ねをいただきましたのでお答えさせていただきます。

まず、1点目の「スクールバスやデイサービスの送迎バスを高齢者の通院バスとして利用拡大の考えはないか」とのお尋ねでございます。デイサービスの送迎バスにつきましては、運行状況を考えてみますとこのような利用方法は難しいと考えているところでございます。スクールバスに関しては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用期限が既に過ぎておりますので、ある程度柔軟な目的外使用も可能であるものと考えているところでございます。

今後、高齢化が益々進展すると見込まれる中であって、通院や買物など、高齢者の足の確保は大きな課題になってくるものと考えておりますので、これらの効率的な運用方法について検討してまいります。

次に2点目の「訓子府クリニックで行っている送迎車への経費などを支援する考えはないか」とのお尋ねでございます。訓子府クリニックは本町が実施している各種健診事業などに多大なご協力をいただいているところではございますが、地域医療報償や他医療機関とのバランスを考慮すると現状での支援は難しいものと考えているところでございます。

次に3点目の北見赤十字病院問題に関するお尋ねですが、昨年3月の内科医師の退職による医師不足、病院の建替えなど北見赤十字病院を取り巻く環境は非常に厳しいものがあるということをご認識をされているところで。

しかし、こうした状況にあってもオホーツク第三次医療圏の地方センター病院と位置づけられている上に、本町住民にとりまして救急医療をはじめとして重要な役割を担っているところは申すまでもございません。オホーツク圏の地域医療確保に関しましては、行政や医師会などの関係機関で設置された「オホーツク圏広域医療対策協議会」や「北見市医療問題協議会」等で議論されておりますが、本町も北見市、置戸町など近隣市町と連携を図りながら北見赤十字病院を中心とした医療の確保に向けて努力をしております。

以上、お答えを申し上げましたので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 的を得た答弁をいただきましたので、少し現在の高齢化、病院などの状況について申し上げますので、改めて医療の将来をどのように考えているのか伺いたいと思います。

町民にとって身近に診察や治療をしてくれ、いわゆる命を助けてくれる病院があり、そして体が不自由になった高齢の方々へ足の確保は、町長があげておられる福祉サービスの行き届いた町として、大切なことの1つと考えます。各地方自治体は、ともに過疎化と高齢化が進む中で病院の経営や医師の不足、確保には非常に難しい状況にあるとも昨今の新聞でも盛んに報道されております。現在の公立病院でさえ70%が赤字経営にあるといわれております。

また、医者は3万人不足していると報じられています。各市町村とも各種の補助金を出し病院の維持に努めているところでありますが、その財源も限界があるといわれております。今後、ますます深刻な事態も予測されておりますし、はじめに申し上げましたように当町では以前から医療機関への支援を実施中でありまして、その補助額もかなりの大きな金額だと私は思っております。平成19年の人口減少率2.7%、163人減の網走管内では1番であると新聞で大きく訓子府が報道されました。平成20年には高齢化率30.3%になり、これも全道平均の23.3%も大きく上回りました。

また、3月に出された町の福祉計画の資料では、平成20年9月現在の資料ですが、65歳以上の高齢者数が1,716人うち75歳以上の後期高齢者が912名、率でいいますと後期高齢者が53%と出ておりました。

また、高齢者だけの世帯率は52%であることも知りました。多くの高齢者の願いは「老後は健康で暮らしたい」であります。現状、町内には北見市、北見市留辺蘂町の病院から2台の通院送迎バスが町内に入っております。毎日確認した訳ではありませんが、私も見かけたことがございます。そのうちの1つの病院では、遠い陸別町からの患者に弁当を用意している。このようなことも伺っております。

また、先の報道で北見市は、この9月から補正で2,800万円を出し、全市の70歳以上の高齢者と障がい者を対象に無料バス事業の拡大を行うと決めたようであります。この無料バスについては、これを当町を当てはめるのは、私は効率が悪く適切だとは考えておりませんが、せめて何とか今あげましたスクールバス、デイサービスのバス、それから現在個人病院でやっているバスを何とかその利用を拡大し足の確保へつながらないものだろうかと思っています。そのことにより、少しでも高齢のドライバーが安心して車の運転から卒業ができ、しいて言えば、高齢者の交通安全対策にもつながるのではないかと思います。高齢者への通院の確保に合わせ、この点について、今後関係機関あるいは町内部で検討をしていただきたい。できることなら来年度までに、そのような結論の方向付けといえますか、やる、やらないではなく検討の結果を教えて欲しいと思いますがこの件については、いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私は、町長立起にあたって、最も重要な課題の1つは、住民の足の確保ということをご提案をさせていただいております。1つは、車椅子の方が町内の移動ができるようなことの仕組みをつくりたい。これはまだ、不十分な部分はありますが、社会

福祉協議会に委託し、足の確保に幾分の負担をしていただきながら、利用していただく。さらに先般、若がえり学級の5月講習会で、私を講師としてお招きをいただき、出席された100名の方々の班ごとの質問の多くは「何とか足の確保をして欲しい」という要望でございました。これは、一昨年から教育委員会管理課で検討している内容でのスクールバスを目的外利用することについては、非常にハードルが高かった。例えば、民間のタクシーやバス等の営業行為を妨害するのではないかと等々含めてです。今までも、夏休み中の子どもたちが旭川や帯広に行く等についてのスクールバスの利用あるいはスポーツ少年団等で利用した経緯はありますが、それらの利用にスクールバスを利用するという点については、まかりならないというのが基本的な考え方だったと記憶しております。非常に私も教育委員会職員時代から、それは悩んできた1つでございます。

しかし、先般、教育委員会の上野管理課長に指示し、陸運にそれが本当に適切かどうかということをお調べいただきたいということをお願いを申し上げましたところ、少なくとも補助金の返還が終わっているものについては、営業行為でない限りは、可能であるというご回答をいただきましたので、私はできるだけ早く対応したいと考えています。スクールバスは、まず子どもの安心安全といいますが、乗客としての子どもの安全を確保すること、それから学校通学の足を確保することが優先されることは当然でありませんが、時間差やあるいは帰路のバス利用等について、高齢者の通院あるいは買い物に対し、町内はもちろんですが、北見バスへのつなぐことが可能かどうかということも含めて検討を年度内に実施をさせていただきたい。また、全体的な打合せはしておりませんが、可能であれば、平成22年度のいつかの時点から、スタートをさせたいという考えでありますが、このことは時間を少しいただきたいと思っております。

もう1点は、今、国の政策で臨時交付金がおそらく7月あるいは8月になるかもしれませんが、臨時議会で2億数千万円の用途についてのご提案をさせていただこうと考えているところでございます。その中で、これは企画財政課に指示しておりますが、特に、広島県を中心にしながら、デマンド交通というシステムがございます。分かりやすくいうと乗り合いタクシーであります。これを直営あるいはハイヤー会社に委託し、何人かで乗り合い安い料金で病院に通う等々の検討を今お願いをしているところでございますので、議員がご心配をするまでもなく、私自身も高齢者が抱えている第一義的な足の確保の問題ということは、ご紹介ありましたように、単なる個人のお年寄り、三世代同居というだけではなく、若い夫婦へ病院や買い物へ行くにしても、非常に気兼ねをしているというのが、住民の要望にやはりありますので、それらも含め具体的な検討に入ってまいりたいという考え方でございます。先般の高齢者実態調査によりますと通院先は、訓子府町内に通院しているのは35.8%、北見市内には61.2%、置戸町には3.7%の通院状況でございます。交通手段は、車、バス等については71.9%、7割の方が車やバスで通院しております。家族の送迎は、およそ19.3%。ご指摘の北見市留辺薬町と北見市内の一病院等については、1.5%という状況でございますから、いかに公共交通の通院に対する利用の期待が大きいかということともう1つは、ひと工夫が必要な時期にきているのではないかと考えているところでございますので、改めてまた時期がきましたら、議員の皆さんにもご提案しながら、具体化に向けて進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） ここで、テープの関係がございますので、午後2時10分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時10分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 次に、クリニックの送迎車についてです。現在、4年ほど前から訓子府クリニックで行われている送迎車は、8人乗りのワゴン車と聞いておりますが、その実態について、少し聞いていただきたいと思います。月曜から金曜までの週5日間、午後から予約制で無料運行しております。利用者は1日平均20名から25名程度と伺っております。これを単純に試算いたしますと年間4,000人から5,000人の送迎になるかと思えます。利用している患者からは、非常に好評で利用増加の傾向にあると伺いました。なお、聞き取りによる私のこの経費の試算では年間、人件費として約67万円、燃料代として約25万円位、ほかにいろいろな車の経費など入れますと年間大体100万円程度の事業といえますか、そのくらいのサービスをしております。先ほどの答弁では、確かかなりの報奨金などほかの経費を町で出しておりますので、現状は難しいというのは、そのような意味だと私は思うのですが、これは少し私はそのような意味ではないのかも思いますが、民間が行政に頼らないで自発的な取り組みであり、しいて言えば、これからは、いろいろな場面でも町民と一体となった協働のまちづくりの1つでもあるのではないかと思います。先ほど申しましたように病院の中身は分かりませんが、この6,000人を切れる町で、若がり学級の病院の利用状況を聞きますと非常に訓子府での経営は厳しい。苦しいがゆえに患者さんに何とか足を運んで欲しいということで、この送迎事業を初めたのだと私は思っております。先ほども言いましたように、かなり以前に、しいて言えば、20数年前に訓子府の医療のことで町長選の争点になりました。これはもう当時の町長としてみれば病院のない町は大変だということで、相当やはり病院のない町の苦労というのは、なくなってみなければ分からない。病院のない町に住めるかというようなことになりますので、やはり単に高齢者の足を確保するという以前にもう少しやはり地元の病院を残す、そのような意味も込め、私は、このクリニックの送迎車に対して、100万円が多いか少ないかはわかりませんが、これに行政として、一定額の支援策も必要と考えておりますが、この部分で町長の考え方は、いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 大変、人口減少の中で第一次医療圏、すなわち市町村の位置単位で通院できる病院は、2医院がございますが、それは厳しいというのは、ご指摘のとおり私も認識しております。二次医療圏で、入院のできる病院。また、三次医療圏で、高度な医療技術を要する北見日赤等の病院の役割からいいますと、交通機関で通院できる訓子府町は、20分で二次医療圏、三次医療圏の圏域にありますので、その点で申しますと厳しさというのは、その様々な病気を複層的に応えてくれる医療機関を求めて住民の方が北見

に通院するという事は、ある意味では、必然的なすなわち私が先ほど申しましたが、町外に61.2%の方が通院している。高齢者のことを考えても現実的にはそのような数字というのは、理解できるところでございます。

さらに、年間100万円で充たされるであろう訓子府のクリニックの車両に対する支援という考え方はないのか。私は、今年度から北見市内の通院に対して、月5回すなわち往復2回半のものについては、金額的には少ないのですが、4分の1の補助を議員の皆さんのご理解を得て予算を通過させていただきまして、今年から実施しているところでございます。忘れませんが、私が平成13年の福祉保健課長の時に、地域医療報酬を廃止せよという強い意見があったように記憶してございます。当時の町長と私は熟慮して、治恵クリニック、訓子府クリニック、湯本歯科医院等々に減額のお話をさせていただいた経緯がございまして。

しかし、当時の町長と私自身は福祉保健課長として、医療の確保の中、この50万円の意味というのは非常に極めて重要だということを改めて認識をさせていただき、この50万円を現状維持をしているという状況でございます。もちろん歯医者は25万円、半日しか実施していない病院については、7割の37万5,000円という記憶でございますので、お尋ねのバスでいいますと年間600万円の補助を1医療機関にしているということではいいますと多いか少ないかは分かりませんが、私は、さらにその上に個人病院のバスへ100万円を補助するという考え方は現時点ではもてない。具体的にいいますと例えば、北見市の松原医院あるいは北見市留辺薬町の小助川医院などからバスが通ってきているという、具体的な名前を議員はお上げになりませんが、おそらくこれからは、もっと増えてくるかもしれません。そうすると住民の医療を確保するという点では、町内、町外、1つの警戒等々含め考えますと私は現時点では、病院の努力の範囲の中でお願ひしているということでご理解を賜りたい。そして医師の方は、各種審議会へ入ってございますので、いずれまた、そのような懇談をする機会がございましたら、話をしながら、より安定的に足の確保やあるいは支援できるようなことがあるのかなのかということも含め、総合的な判断をこれから求められていると考えておりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 当然、内容は分かっているとは思いますが、100万円のいわゆる経費というのは、私は、そのうちの一定額を出すと非常にまたという意味になりますが、100万円を出せという意味ではありません。これは、承知のことと思ひます。

それから、置戸町に置戸日赤があります。私は、思ったより少ないなと思ったのですが、置戸町では1,000万円しか出してないのです。僕は、もっと出していると思っていました。そのようなことからいいますと私は先に申し上げましたように、訓子府では、かなりの支援をしているということであり、先ほど数字を申し上げましたのも、将来、高齢化に向かうにつれ、町民は、一番やはり足の確保となれば、もしかしたら、このように支援するというのも、1つの現段階での方法でないのかというように考えております。

次に、この件については、先ほどの答弁で、静寿園の事業というのは法人化された団体でありますので、可能かどうか私は分からないのですが、状況をお話しますとデイサービスの送迎バスの利用拡大の件であります。現状を施設長に伺いますと「10時から3時

までの5時間は空いている」というのは介護の預かるといいますが、施設にいる時間を最低6時間は確保するということからいいますとそのようなことになるのだと思いますが、「その間、運転手は建物の環境整備や何かいろいろあるということで運転はできないが、バスとしては、5時間程度なら空いています」と言っていました。「もしこれがいろいろな条件が揃えばバスの利用は可能なのか」というと「それは話合いによりますし、私だけでは返事はできない」ということでした。以前に正式な話ではないのですが、静寿園の経営もなかなか厳しい。それであそこの会長さんは、お寺さんの方だと思うのですが、たまたま私のところにきた時に「福祉を頼むよ」と「やっとやりくりしているんだ」と「できればもう少し応援してもらわないとやっとだ」という話も伺っておりますので、例えば、もしそのように法人のバスを利用するとした時に無料ということは、私は全然良くないと思います。やはり、病院もそうですが利用者もそれから町も三者が少しずつ負担するというのが僕は基本だと思っております。そこでこのデイサービスのバスについては、静寿園の経営もさることながら、例えば、利用者に1回500円程度の負担をお願いし、これもまた町から一定額の補助金を出せば、静寿園の事業として、何かそこに見出すものがないのかというように思いますが、この考えについて、ご意見あれば伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 事前に議員から通告をいただいておりますので、私どものほうで静寿園の送迎バスの実態を調べさせていただきました。デイサービスの送迎バスが、8時30分から9時40分と15時から16時30分のそれ以外の間が空いているのだろうということ。ある意味では、マイクロバスが24人乗り、そのうち車椅子が2名利用できるとかあるいはワゴン車の10人乗りバンの3台が、ある意味ではデイサービスの送迎を行っているということでございますから、ただ事業所としての福祉会が主催してバスの運行、これらのデイサービスの送迎バスを利用して、ある意味では、営業的にお金をとりながらやるということについては、これも先ほどスクールバスと反対の話になりまして、お金をとって利用するというのは、デイサービスでいう介護保険法上のことではなくて、ある意味では福祉施設の利益といいますが、経営のためのバスの運行等々になってくると少しまた難しい問題があるのではないかと思いますので、具体的な検討はしたことはありませんので、それらも含め、今後の1つの事業所と相談する課題の1つとしてはありますが、私どものほうから今すぐこうするということは控えさせていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） よく分かりました。

次に、今、出されております28年度までの町総合計画の策定にあたりまして、町民に対してアンケートが行われました。これは少し古い話ですが17年12月の集計だったと思います。この中で、訓子府町の好きな理由という問いがございました。

1位は、恵まれた自然。

2位は、北見市と隣接していることで利便性が高い。

この2点がダントツの答えでした。私は、町民はいかに北見市を頼りにして生活しているのか。私は、北見赤十字病院など大きな病院があるから安心して訓子府に住んでいるのだと思っています。先ほどの答弁にありましたように60何%は北見の病院に通院している。このことからして、その北見市に対する思いというのは、こういうことだろうと。こ

れは北見の病院に行けば命を守ってくれる。そういう思いがあるからだとは思っております。日赤の増改築、医師不足には道に対してでも、北見市あるいは各関係機関から、いろいろと要請しているようですが、隣の当町としても、道や市、日赤など関係機関に何とか早く町民の期待に応えていただける医療事業について、要望や関わりも訓子府町としてもっていくべきではないのか。いわゆる広い意味で支援をするべきでないのか。方法は町長のお考えになることですが、この件については、どのように考えておられますか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 先ほどの答弁でも1つは申し上げました。オホーツク圏の広域医療対策協議会あるいは北見市医療問題協議会等で議論され、特に、この地区でいう1市2町が協同して医療問題の解決に向けての努力をしている状況でございます。私は、北見市の日赤問題は、第三次医療、とりわけ訓子府町にとりましては、第一次、第二次、第三次のある意味では、総合的な医療機関というのは、北見市の日赤ではないのかと思っております。もちろん、他の北見市の第二次医療の病院に通うという考え方は、多くの町民の方ももっているところがございますから、その点は、対岸の火ではない。我がことの問題ではないのかということでございます。

簡単にだけ申しあげますが、1つは一昨年から起きている内科医の不足の問題あるいは小児科医が一斉に退職したという問題。

さらには、道立病院の問題で先般、北見医師会が北海道知事に対して、心臓などの循環器の手術がきちんとできるような道立病院の存続を確保すべきだ。これは、北見医師会として、私どもの病院の医院長たちも入っておりますが、要望しているということでございます。

さらに、北見の日赤でいいますと私の知る範囲では、現在のベッド数が680床、それを計画では人口減を見据えて500床に減らすという考え方でございます。およそ建設費は180億円。

しかし、日赤自体が約30億の累積赤字を抱えているという状況ですから、日赤の経営自体も大変厳しいものがあるというように認識いたしております。いろいろ考えますと先般答弁でも申し上げましたように、1市2町の北見市長、置戸町長と私との3人での懇談を当面する課題についての話し合いをさせていただきました。そこで、第三次医療とりわけ北見日赤の医療の充実、確保については、私は、北見市長に2点の申し入れを主張をさせていただきました。1点目でございます。第三次医療という北見日赤の位置からすると北見だけの問題ではない。その点でいいますと医師の確保も含めて、神田市長中心の神田市政が積極的に様々なところには要望していったようでございますし、私どもは管内の開発期成会を通じて要望活動を展開しておりますが、改めて、この第三次医療圏の北見市、訓子府町あるいは隣接する市町村も一緒になってやっていくということが、今こそ求められているのではないかと思います。その点についての惜しみない努力を私自身もする覚悟はあると北見市長に申し上げましたのが1点目であります。

もう1点であります。それにしても、市町村長として私は理解できない点がございまして。それは、日赤が本来、自助努力でやらなければならないことと第三次医療圏として、やらなければならないという政治と医療機関としての責務という区分けが不明確であるという言い方をさせていただきました。そのためには、北見日赤自身が情報公開をし、経営の問

題、病院の位置の問題等々を含めてもっと赤裸々にオープンし、地域住民の医療の確保という観点からなすべきではないのかという主張をさせていただきました。このことは、今もって間違っているとは思っていませんが、もちろん個人的には、北見日赤の場所等について北見日赤の職員の方が私のところに来て、状況を説明いただいたりしておりますが、こうした状況を踏まえながら、当面は北見市役所庁舎そして日赤の問題がどう解決しているのか、さらには医師の確保や医療の確保、住民の健康や安全をどう確保するかという点での私ども役割は、共同のテンポで進んでいかなければならないという基本的な考えをもっておりますので、理解をお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 日赤の問題について、かなり詳しい説明がありました。なかなか声は出さずけれども問題としては難しいと思います。いろいろな自助努力もあるでしょうし、確かに3年ほど前から、日赤は赤字経営というように聞いておりますから、なかなかやはり大変だろうと思います。

終わりに、住民は住み慣れたこの町で安心し一生を暮らしたいという思いは町民の誰もが願っているところであります。病院のこの地域医療に果たす役割は、極めて大きいことも私の思いと町長の思いは全く同じであります。お金は出さないまでも少なくとも行政として支援に乗り出すということを期待いたしまして、質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 1番、佐藤静基君の質問が終わりました。

次に4番、川村進君の発言を許します。

4番、川村進君。

4番（川村 進君） 4番、川村です。一般質問をはじめさせていただく前に休憩があると思っていました。その時に上着を着ようと思っていましたら、休憩がなかったので失礼します。このままで質問させていただきます。

今回、私は3つの質問を用意しました。その中で、これは3つとも関連がありまして、町職員育成とその取り組みについて、これは全部関連しております。

まず、1つ目、町職員育成とその取り組みについて、本来、行政というのは町長が1人いればいい訳です。そして、町長が1人では、これ繁雑で数多い仕事をこなすのが大変であるため、補助的に業務をする分身としての町職員がいる訳だと思っております。その時に、この町長の分身であり、補助的に業務をやる町職員に対して、町長は育成をどのように考えておられるのか。人材育成の必要はないのか。

そして2つ目、これは1 - 1です。職員の顔の見える町政と町長はよく言われますが、私は、心の通じ合う町政ではないかと思っております。これは、はっきり言って抽象的な言い方で誠に申し訳ありませんが、町長の考えをお聞かせください。

1 - 2です。職員に求められるものは、目配りであり、心配りであり、手配りであると私は考えております。これがなければ町長がどんなに頑張ってもはっきり申しまして、今後の訓子府町の町政は、暗い影を引きずりながら歩かなければならないのではないかと思いますので、育成とその取り組みについて3つお伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、町職員育成とその取り組みについての3点のお尋ねがございましたので、お答えさせていただきます。

1つ目の「人材育成の必要性はないか」というご質問でございます。議員のご指摘のとおり自治法で言う住民福祉の増進の観点で言えば人材育成は最も大切なものでございます。

それでは、人材育成をどのように図るべきかということになりますとご存じのとおり、これは一朝一夕には解決できない非常に難しい問題となります。それは、最終的には職員自らが行う自発的な努力や研鑽^{けんさん}による自己の能力開発だと考えております。能力開発のために必要なものとして職員研修がございまして、当然研修は知識や技術の取得といった面では大事なことでございまして、仕事に生かす上では欠かせない部分だと思っております。

また、一方で研修にはもう1つ大事な側面がございまして、それは、他の自治体職員などとのコミュニケーションを図ることです。これは、業務は決して1人だけの力ではできないという考えの中で、中長期的な視点で見た場合の業務を遂行する上での職員個々の大きなメリットとなり得るものでございます。

しかし、能力開発には研修だけでは不十分であり、育て合うことのできる職場の果たす役割と意義はやはり大きいと考えてところでございます。

研修は自己の能力開発のための1つのきっかけであり、最終的には多くの時間を費やす日々の職場における業務や住民や職員とのコミュニケーションといったことが能力開発の実践の場となるものですから、職員研修に合わせそういった環境を積極的に提供することが人材育成には必要と考えております。

2つ目の「職員の顔の見える町政と言われるが、心の通じ合う町政ではないのか」というご質問でございます。住民とのコミュニケーションを図る上では、前段の職員の顔の見える部分と後段の心の通じ合う部分は決して分離した考えではなく、職員の顔を町民に知ってもらうことの効果は職員にとっても住民にとってもマイナスにはならないと考えているところでございます。例えば、地域担当制の目的の1つはまさにその部分でございまして、お互いにコミュニケーションを図ることが最終的には心の通じ合う部分に繋がると考えているところでございます。

3つ目の「職員に求められるのは目配り、心配り、手配りとする」とについてです。

私は日頃から「住民と同じ目線にたって」という言い方を続けておりますが、まさに住民の求めるものは議員の言われる職員の配置もさることながら、住民の気持ちにたった気配りであろうと思っております。質問に出るくらいですから、住民に対しての気配りに欠ける部分があるかもしれませんが、もしそのような場面があれば、私は、もちろん当然でございまして、遠慮なく職員に直接か上司に言っていただければ積極的に改善を図ってまいりますので、今後ともご指導のほどお願いいたします。

以上、お尋ねのありました件についてお答え申し上げましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） 再質問させていただきます。この人材育成の必要というのは、私は2年経ち、2年間うるさく言い、いろいろ行って経過してきました。その中で、町長にぜひとも職員を育ててもらう時に必要なのは、職員の責任という感覚、それと日常業務に対しての工夫があるかないかということ。そして3つ目は、ここに説明員という方が出ていますが、自分の課にいる職員の能力を引き出す努力をさせていただいているかどうかということです。これを常々考えています。これから権限移譲があり、許認可の業務までが本

町でやる可能性もあるという時に、やはり人材の育成とそして能力を引き出してもらう努力をここに説明員として出ている方にやっていただきたい。私の希望です。それによって工夫がされる。それが何につながるかという町長が言われている「職員の数を減らしたい」ということでもあります。結局は良いほうに向かっていくと思います。

日常業務の工夫については、1つだけ町長にお話します。町長とのお話で私は耳が悪いので、町から補助金が出るから、補聴器を購入してはというお話をしたことありました。これを機会に行きました。そうすると福祉保健課長には悪いですが、僕が行くとうるさいから気をつけていろいろ職員はやるのですが、あの書類がない、この書類がないとはじまったのです。今までの私の経験では他町村ですが、補聴器の申請に来た人に必要な書類が5枚なら5枚の用紙がクリップで留めてあり、すぐに出てきます。そして、声を出し説明しても耳の悪い方には、その表紙に説明が書いてあります。民間でもそうですが、今度来る時には、この用紙を忘れないで持ってきてください。ここに必要なことが書いてあります。私がいなくてもきちんとして処理ができますから、いつ来ていただいても、この用紙さえ忘れてこなければ絶対あなたにはご迷惑かけることはありませんから、この用紙を忘れないで持ってきてくださいという説明があったのです。ところが本町は、あれこれもない。探して歩く、そうすると違うところから、これかあれかと言ってものを持ってくる。そうすると日常業務をしているその仕事に対する責任と工夫が足りないということから、この2年間、一般質問で必ず1回はしなければならぬという思いでいました。やはり大切なのは、今していることの責任と自分が何をしているかということを理解していただき、そしてコストを下げてくださいということです。その努力があれば、当然必然的に人員は削減できるはずなのです。いかがですか町長これに対しては。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 今、川村議員の前段のお話にあった3つの部分ですが、これはご無理ご最もそのとおりだと思っています。そしてこの中で先ほど一番最初に町長の答弁でも答えましたが、能力開発という部分のお話を少し概略でお話しましたが、例えば、職員の研修などがありまして、能力開発では、例えば、我々管理職、係長職、係の職には、それぞれの持ち分というかエリアが違うという部分はあると思います。その中で言えば、例えば係の中の連携という部分のことを言っていると思うのですが、それはある面でいけばお互いの職員、人数が少ない中でも情報の共有というような部分がとれていけば、例えば、僕が休んで他の者がやる時には、この部分が想定される部分で誰かがやるというような部分を情報の共有の部分としてももちろんいると思いますが、必ずしもそれが全部に整っているかという状況になれば、必ずしもそうでないかもしれません。まさにその部分は、これから我々も含めてですが研修等、職場の中で指示し伝えていくことなどをしなければならぬというようには思っております。

それと先ほど町長に対し職員の減らすというような部分は、これについては、職員を目的で減らすというようなことは、今のところ考えてはいませんので、最低限、今120名ぐらいの職員定数中で、90名位しかいないという中では、職員をこれ以上減らすと滞るという部分です。川村議員のいう情報の共有ということも難しくなるということもございませぬので、最低限でも今の職員の状況は維持しながら、川村議員の考え方の方向には進めていきたい。さらに努力していきたいというように思っております。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） 職員の減は、まちづくり懇談会、財政再建でも言ったと思います。今、95名ぐらいいる。そして今回3人増えたのですが、僕はいいのです。必要なら何も減らせとは言いませんし、ただ、その職員の教育というか、育成については、やはり責任の持たせ方と業務の工夫をもっていただく。そしてここにいられる皆さんは、部下の能力を最大限に引き出していただく努力の積み重ねこそが行政を発展させていく、何ものでもないと思いますので、それをお願いしたいのですが、おやりになるかならないかは、町長の自由ですので、お答えいただかなくても結構です。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 後段の部分につきましては、町長のほうからお答えいただきますが、前段部分の職員の削減というのは広い意味の中で、職員の削減が主たるものではないという部分です。例えば、財政健全化計画の中で、職員の定数を減らすという部分でいけば、昨年からの5年間で5%削減というのは、もちろん川村議員のいうとおりで、そのことをがんじがらめではなく、職員全体の組織の中でどうするかという意味合いの削減が主な目的でないという意味で答えたものですから、大きくとらえていただければというように思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私を含め本議会に課長職の説明員が出席しております。川村議員の言われるとおり職員の責任、それから工夫、そして、それぞれの職員の能力を引き出すというのは当然のこととして、私はここにいる課長職は日々努力していることだと思えますが、一層の研鑽、自らの研鑽と努力をするように改めて私自身もこれから進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたい。

先般、北見市企業局の責任のある方が退職され、私と懇談する機会をもつことができました。私は日頃、職員に「他の町の失敗を我がことの失敗として受け止め、うちの町では同じことを繰り返さないように」ということを課長会議等でもお話をさせていただいております。例えば、北見市常呂町の問題は、何度もいろいろなことが出てきている。うちの町にそのようなことがないのか。あるいは国保の問題などいろいろなことが最近出ている。もちろん大きなことと言えば、北見市の断水の問題等がございます。これはある意味、対岸の火ではない。いつ自分のまちであっても不思議ではないということです。今、川村議員が言われたようなことを含め、何が今必要なのかということを立てのある方にお聞きしましたら、次のようなお話をいただきました。町長、まさにそれはハウレンソウです。報告と連絡、上司や部下との相談を日常的に行うことが今、川村議員がいろいろご指摘いただいたことを乗り越えていく力になるのではないのか。あったことに対する上司に対する報告あるいは各課間の連絡、そして上司や部下等との相談を遠慮なくしていくことが住民の期待に応える大事な心構えではないのですか。

さらに、そのことが滞ると「見ざる聞かざる言わざる」ということがあってはならない状況を職員間で生み出すのではないのかということのご指摘やご示唆をいただきました。まさに全くそのとおりということでございます。責任と工夫と能力を引き出すということも合わせて、一層これからも私も含めて努力してまいりますので、ご指摘やあるいはご指導のほどをよろしく願いいたします。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） 分かりました。とにかく頑張って、少ない人間でより大きな効果を上げる行政というものを期待しております。

この2つ目の職員の顔の見える町政、心の通い合う町政、これは心配り、目配り、手配りと全く一緒なので、これについては、2つまとめ1つの質問にさせていただきます。これは、日常業務で今回、温泉保養センターのお湯が濁った内容です。今年の5月28日温泉へ入りに行きました。そしたら温泉のお湯が濁ってどうしたのですかと聞いたら、2時30分頃突然、温泉の色が変わってしまい、役場に連絡しましたという女性職員の話でした。そして、それから何日間かし今度は、温泉保養センターのことで建設課へ相談に行きました。排水の匂いがし、温泉の色が変わったのを、知っていてどのような対処をしたのか確認しましたら、全然連絡が入っていないので知りませんでしたと回答がありました。建設課では、温泉のお湯の匂いが変わったのを所管が違い、維持管理については、農林商工課で対応しているため、内容を知りませんでした。私は、町長がいつでも横の課のつながりをきちんとするというお話をしていることは聞いております。今回も、先ほど町民課長にも確認しましたが、いろいろ必要なことは全町職員に知らせている。今回の温泉の問題は、やはり町民の人も心配ですし、温泉がなくなるのではないかという者まで出てきました。その時、横のつながりをしっかりしていれば、何月何日に温泉保養センターで、このようなことが起き、お湯の色が変わりました。各課長には書面で連絡し、このような手配になっております。町民から連絡があった場合には、各課内での周知を徹底し、町民の説明は、農林商工課の担当者がやりますので連絡くださいなどの書面が回るのが当然です。それが横のつながりであり、何も知らないことは、おかしいと思います。言ってみれば自分だけが得た情報で、提供しないことは心が狭いということで業務としておかしいのではないかと思います。町長いかがですか。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） ただいま、温泉保養センターを例にご指摘をいただいたところでございます。温泉に限らず、一般論として聞いていただきたいのですが、施設の苦情ですとかあるいは改善要望があった際には、施設を管理する所管課に、まず情報を入れ、情報を提供し必要な対策を講じているというところでございます。そして、原因を調査した結果、単なる修繕にとどまらず、施設を比較的大規模に改修しなければならないようなものについては、例えば、建設課などの関係課と連携し対応しているという現状でございます。また、情報をいただいた課に対する結果報告、今、川村議員からいろいろご指摘いただいた部分でございますが、そのご指摘、情報提供いただいた案件がその課の業務に関わる場合を除きまして、詳細の報告までは行っていないというのが実態でございますので、この点について、ご理解をいただきたいと思います。

なお、町民の方から情報をいただいたものに対する対応ということで、いろいろ川村議員のご意見を聞かせていただきましたが、一理ある部分もございますので、今後極力関係課といえますか、広く情報を共有できるように進めてまいりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） これは、その都度解決して終わればいいという問題にはつながら

ないのです。今後、どのように飛び火するかということ考えた時に、建設課で温泉の色が変わったということを知らない。そして当然、町民課長も総務課長も知ったあとに、町内部でどのように対応のかが問題です。小さいことでも解決できなければどんどん大きくなります。ノロウィルスの時には、町の皆に連絡が行き、その処理のことも聞いています。当然、この温泉保養センターの小さいようなことですが、町職員の業務のあり方として、皆がきちんと覚えてくれなければ、どうしようもないです。例えば、教育委員会で運動会がある。それを町民課長が知らないということでは、行政として僕は絶対許せないと思います。町民の方から運動会の問い合わせがあった時に知らない。本当にやるのかどうなるのかというようなことを町民課長が答えられる訳がない。答えられないのです。当然、教育委員会で何の運動会をどのように実施するのかは、全課長に知らせていただき協力を願いますという形が必要です。それが行政の動きだと思うのです。今回の温泉の件、町長は知っていましたかどうですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 例えば、今、新型インフルエンザが、まさに北海道の札幌、帯広に上陸して、この秋から冬にかけて、大変な状況が予測されております。私どもの町は、即座に福祉保健課長を中心にしながら、それらに備えての対応を協議し、全体のものとしてお話をさせていただいています。先般の幼稚園の子どもが0-26（腸管出血性大腸菌感染症）に感染した時は、幼稚園、学校、さらには公共施設も含めて、即座に全町的な対応をしている状況でございます。今回の温泉の問題は、もちろん私に報告ございま

た

し、住民の命を暮らし、安全性と敏速性を広く求められるという点では、一義的に全課長が即座に情報を知り対応していかなければならない。あるいは備えなければならぬというのはご指摘のとおりであります。温泉が濁った。その原因がどんなものかという部分については、担当課の農林商工課長が即座に現場へ行き、専門業者により、原因の究明が

さ

れ、解決に至ったという状況でございますから、その以後は、知っている者もございしますが、その時間帯については、川村議員が指摘する問題の全部を共有し、温泉のお湯が濁ったという状況は、そうあらねばならないというのは、いささか僕は乱暴すぎるのではないかと思います。

もう1点です。関連して同じ日に温泉に入れ墨の入っている人が来ている。あれではお客が逃げてしまうので、町長何とかしてほしい。というお話もございました。これは、農林商工課長をお呼びして、どのような対応をするべきかという話をしました。ポスターを大きくするという要望もございましたし、私はその住民の方に、それであれば今回、議論していただきます町営住宅等ではございませんが、北見警察署の刑事第二課長に電話し、事の次第を説明をして、そのような対応が適切なのかという助言を受けなさいという指示をいたしました。翌朝、通報の皆さんとの方が「頼むから取り消してくれ」「もし、お風呂の従業員に万が一のことがあったら責任を感じる」というお話でございました。私どもは情報を知ることによって住民の命と暮らしに係わる緊急性は大事な部分であり、敏速性というのは、もう議員のご指摘のとおりです。

しかし、今回の温泉の濁りの問題については、まず農林商工課の対応で改善をしたとい

うことで私はよかったのではないかというように理解しております。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） 対応が良いか悪いかは、行政側の判断かもしれません。しかし、行政が行っている業務というものは、全てオープンで全員が共有し全員が知っていていただいて、本来対応をしていかなければならないのではないのだろうか。それが、目配りであり、心配りであり、手配りであると思います。これは、いろいろつながっていきます。はっきり言いまして、僕はビックリしたのです。その時には入浴し、そして、次の日に農林商工課長へ会ったら、もう手配済ですぐ直ります。そのまま色がついて問題ないということで営業していました。その温泉事業については、そのまま続けますということで、大丈夫なのかと確認すると大丈夫ですということで理解はしましたが、それを建設課長が知らなかったというのは、やはり僕にしては、少し納得がいかなかった。やはり情報の共有と関係する課の横のつながりは、やはり必要ではないかということです。僕は、温泉保養センターについて、これをこうせいということは言いません。

それでは、次の質問に入ります。

議長（橋本憲治君） その前にテープの関係で、1時間経ちましたので暫時休憩をしたいと思います。

休憩をしたいと思います。午後3時15分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時15分

議長（橋本憲治君） 休憩を解き会議を継続いたします。

引き続き、一般質問を行います。

川村進君。

4番（川村 進君） それでは、2つ目の質問です。銀河線跡地の処理についてお伺いします。これは処理が遅すぎると思います。町が清算事業団から購入して、もう1年半、そして最近、農地に隣接したところは売買のお話がついたというような情報が入っています。しかし、とにかく処理が遅いと思います。

2つ目、銀河線跡地に生えていた樹木の伐採処理について、この2つをお聞きします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、ふるさと銀河線跡地の処理について、2点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「跡地処理のスケジュール」についてであります。実践会地区、町内会地区を一括して境界測量を実施することから、収穫作業が終わる10月からの測量を目的に事務を進めているところでございます。

現在までの進捗状況をご説明申し上げますと、旧日ノ出駅構内は調整を終了し、旧訓子府駅構内の一部、実践会地区の土地につきましては、ほぼ売却できる見通しとなっております。

町内会地区につきましては、地域ごとの説明会において、多くの方から価格面の再検討と砂利等の除去について要望が出されておりました。

価格につきましては、改めて財産審議会の意見をいただきながら再検討を終え、砂利の除去を行った後、改めて購入意向の確認をする考えでしたが、試験的に砂利の掘削を行った結果、購入希望がなく町で所有することとなった場合、かえって管理が困難となることが判明したため、購入を希望する土地に限定して、砂利撤去の協議を行いたいと考えているところでございます。

町といたしましては、7月を目途に市街地区の最終的な購入確認を行い、10月に実践会地区を含めて一括して境界測量を実施し、本年度中には所有権移転を終了させる考えで事務を進めておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目の「敷地内樹木の処理」についてであります。堆積された枝の除去については雪解け後、樹木が乾燥してから実施すると聞いておりましたが、町といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、7月を目途に対象者に対しまして価格等について説明した上で、購入についての最終確認を行うこととしております。

それまでには、売却予定地を整理しておく必要があると考えており、また、説明会の席上、地域住民から町に対して雑木処理を依頼されていた経過もございまして、今月中に撤去作業を行うこととしておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） 分かりました。処理が遅いという中には、財産審議会で決定した価格だと思います。これあの価格、町長はどのようにお考えか分かりませんが、農地に隣接して、実践会でお買いになるところは、はっきり申しまして、利益を生みます。農地になりますから、ところが今、若葉町と若富町に隣接する跡地は、利用価値が全くゼロに近い土地だと思います。したがって、農地は利益を生みますが、この土地は逆に農地より安い値段でなければならぬという私の考えであり、付近の住民の方も高いから買わないと言っています。あの地域は、全て家の裏側になりますので駐車場にも利用できません。袋小路になるため、建物を建てるということもできないはず。価格についての調整をきちんとし、市街地に近いから値段が高いというような感覚で、お進めいただくのは非常に危険だと思います。完売を目的にするのであれば、むしろ農地に隣接し、実践会の土地よりも半分以下、㎡当たり、500円なら250円。市街地に近いから㎡当り1,600円、坪にすると5,000円に近い価格というのは、これは無謀でないかと思っておりますので、もう一度、財産審議会での価格の参考として、私はお願いし完売を目指していただきたいのですが、町長いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（山内啓伸君） 財産審議会を昨年9月に一度開催し、特に市街地の方々の印象としてやはり高い。実勢価格と頭の中で比較しても少し高いのではないのかという意見がかなりあったということもございました。今年の正月明けの1月6日に再度、財産審議会を開催しました。我々が勝手に決める訳にはいきませんので、財産審議会の中で、より実売の価格にあったような形で、再度価格を見直したという経過があります。それはもちろん道路付きの土地だと少し高いし、袋小路だと安めに設定するというような一定のルールを決めた中、昨年9月と比較して、大体、60%から65%ぐらいとなり、ですから30%以上は平均して安くなったような価格になっていますので、これについては、まだ価格を提示してございませんので、7月を目処にこの価格で改めて購入いただけるよ

うに説明会を開催するという運びでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） 検討されているということですから、何も申し上げることはございません。それでもやはり高すぎて売れない。それで当初説明の時は、本町が買った3,600万円以下では到底処理はしないという目標金額があるという説明だったのですが、もうしょうがないと僕は思ひます。とにかく宝の持ち腐れになり、毎年、草刈りするというやり方は、経費がかかりすぎるので、とにかく価格をできるだけ安くし、お売りいただく努力と買っていただく努力をお願いします。それで結構です。とにかく後で、いろいろ問題が起きるといふことはないはずです。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（山内啓伸君） 今の点に関してなのですが、昨年1回、意向を確認をさせていただきました。特に、市街地の方の中の見解で、価格に関わらず購入する意思がないという方もかなり多いのです。これらの方に対しても、もちろん説得工作はいたしますが、価格だけで全てが売れるというような状況ではございませんが、努力したいというように思っています。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） いろいろな希望もあるでしょうが、しかし、できるだけ早く処理をして欲しいといふのは、付近住民の何人かの見解ですから、ひとつそれもお汲み取りいただきたい。

2つ目の樹木の処理ですが。

町長、何かありますか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） できるだけ早く住民の期待に応えられるような販売をしていきたいといふのは、私たちも大変な仕事でございます。財産に手をつけるといふのは大変な仕事です。早ければいいというのではなく、町民の大事な財源により、ちほく高原鉄道から町が購入した価格よりも、さらにさらに安く販売することが本当に良いかといふことの問題が1つです。

それから、それぞれ相対する人たちの企業や住民の方の状況が本当に違ひます。今やっ実践会地区と日出は何とか見通しがついた。それから市街地区の隣接するきたみらい農協についてもお願いをしているところです。

しかし、逆に言うと東町側のきたみらい農協の隣接地は、逆に町で買って欲しいといわれています。それだけ、鉄道用地の売買については、大変難しい問題でございます。川村議員のご希望のとおりできるだけ早くといふことでは、努力しているところでございますが、大変ナイーブな問題も含めてあるといふことをご理解いただいた上で、積極的に今、課長が申しましたとおり、30数%のダウンも含めて、具体的な提案をこれからしてまいりますので、お力添えを賜りたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） 内容は分かりました。努力されているのは分かっています。いろいろな話も聞きますし、行政にはスピードが要求されます。そのスピードに応えていただくのもまた行政ですので、今度は、僕のほうでご理解をいただきたいと思ひます。

では、2つ目の樹木の処理についてお伺いいたします。これは勝手に樹木を切っていることです。この内容は、行政の関係者、それから法務局の方にいろいろと聞きました。これは、町が土地を買い取っているが、本登記されていない場合は、これは暗黙の了解で以前の土地の持ち主が、認めているところに生えている木は、植えた方の所有物であるというのが、一般的な考え方だそうです。鉄道用地と隣接し境界の分からないところに生えている木を町が勝手に町の財産であるからと切って薪にしなさいということは言えないということだそうです。本来、法廷闘争になりました時、裁判所がどのような判断をするかは分かりませんが、本来、立木調査をし、立木公売公告をして、雑種木、薪炭材として、1本100円、200円で売っていただくのが本来の姿であり、これを簡単に切り、持っていき薪にしなさいというものではなかったはずなのです。後処理もきちんとしない。今後、何百本とあります木のついでの処理について、間違いなく、本登記されないうちは町のものではないということを法律に詳しい方へ聞いています。間違わず、トラブルを起こされては困ります。よろしいですか担当課長。どうですか。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（山内啓伸君） 12月の一般質問の中でもお答えさせていただいたと思いますが、もちろん町有地であろうと生えているものについて無断で切っていいという認識は町としてもっていません。それは、12月の時も変わっておりません。あの土地につきましては、町で切ったというよりも説明会の中で地域住民の、要するにその地権者が集まった中で、虫や落ち葉等の問題があるから、町で整理して欲しいというような要望が出てきたということで、多少いろいろ問題があったというように聞いていますが、そのような経過がございます。今後につきましても、別の個所でそのような要望が出てきた場合は、十分注意して対応していきたいと思っています。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） とにかくトラブルの話は、あまり聞きたくない話です。私が言えば、また、でしゃばり、大きな声を出してということになるのも辛いですから、とにかくきちんとやってください。

それでは次の3つ目です。営農に係る油脂類の取り扱いについてお伺いします。

これは、同地区で2度の事故が発生しております。再発防止は、どうしましたか。

それから2つ目の消防法、危険物取扱等と関係で、行政側に責任はないのか。

これについて、お伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、営農に係る油脂類の取り扱いに関連して2つのご質問がございましたので、答弁させていただきます。

最初に、今回の質問にあたり、個人を限定または特定する具体的な内容については控えさせていただきますので、この点をご理解を賜りたいと思います。

まず1つ目の「再発防止策はどうしたか」ということでございます。通常、油漏れ等の事故があった場合については、一義的には原因者が責任を持って対処することになります。緊急性の観点から道路管理者及び河川管理者として、河川などへの流入を防ぐことを第1としているところでございます。そのために管理者としての権限を持って相応の対処をすることもあり、消防においては、火災の防止を防ぐ意味で出動することにまずなります。

当然、権限は管理者毎に発せられ、他へ被害を及ぼさないためにそれぞれが対応をすることになります。そして、これら対応がある程度収束した段階で、保管場所などの改善を促すことになります。

これら一連の行為は、完了までに莫大な経費を要することもあり得ることから、許可を要さない基準以下の一般家庭などの油類の管理についても、油類の販売業者なども含め個々が自覚を持つようさらに啓発していく必要があると考えているところでございます。

2つ目の「消防法、危険物取り扱い等と関連し、行政側に責任はないか」についてですが、これについては許可を要さない基準以下の場合のケースだと思っておりますが、法律上、申請による許可を要する、若しくは禁止などの制限を加える場合は厳格な決まりがあり、その場合においても違反や事故のあった場合は、行政側に相応の瑕疵が認められない限りにおいては原因者の責任となります。したがって、法律上規制の無いものについては、個人の責任において管理する必要がありますので、事故等が合った場合は、原因者の責任ということでご理解をいただきたいと思っております。

以上、お尋ねのありました件についてお答えしましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） この油脂類について、再発防止策をいろいろ当然やっているのですが、今回、広報に「ホームタンクの転倒、油漏れに注意を」というのが載っており、これを私は読みました。この油漏れ事故については、皆さんご苦労しているから、本来は一般質問としてはやらないで、消防の問題についてやりたかったのですが、急遽入れ替え、この問題に変えたのです。これには「町内で、転倒したホームタンクから軽油が漏れて河川に流出する事故が発生しました。この事故ばかりでなく、毎年5、6件の油漏れ事故が発生しています。灯油などの油が河川や道路、土壌などを汚染すると莫大な処理費用がかかります。日ごろから点検をし、事故を起こさないように心がけましょう」との書き出しであります。今度は「地盤の安定した場所に設置しましょう」と書いてありました。これは、誰が設置するかという油を納入している方ですので、油を納入された方、特に、我々高齢者がタンクを設置することはできません。そのことから考えるとこの文章は、当然おかしい。「2基並べる場合は1m以上離しましょう」と2基並べて普通の人は使いません。高齢者に対して「屋内用タンクは屋外で使わない」これはしょうがない。「冬期間の積雪の影響などで、配管が折れ曲がったり、ストレーナーが割れていないか確認しましょう」とあります。ストレーナーとは何ですか。この広報に書いてある内容を一つ見ても、再発防止にはつながりません町長。内容が分からない。ストレーナーとは僕は分かりません。積雪の関係では、一般家庭で灯油タンクのパイプが折り曲がったりするまでの積雪は今ありませんし、何かこの書き方は、やはり最初に私が申し上げました、目配り、心配り、手配りに欠ける文章だと思います。本来、再発防止というのは、消防支署と町職員の関係する者で全戸回り、本当に転倒されそうなどこはないかどうかも点検してもらうということです。それから何か壊れているものがあるかどうか。これには「サビが入っているかどうか」ということもです。お年寄りなど僕らも含めてです。僕は公営住宅に入居していますので、きちんと囲ってあります。いろいろの方がおります。ここに書いてあることは、当然、町職員が責任を持ち、消防それから油の納入業者とで再発

防止のための業務であり、やってもらうための項目で、これを町民にやれというのは、僕は、無理だと思います。そして、高齢者にストレーナーとは、僕も意味が分かりません。どうですか町長この内容をお読みになって、見ていませんかどうか。

議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

総務課業務監（伊田 彰君） 今、再発防止策の広報についてのご意見いただきました。議員おっしゃるとおり、ストレーナーの部分につきましては、我々の考え方では分かるのですが、広く一般的には分からないということもあります。特に、高齢者には分からないということもございますので、今後、広報についてはもう少し図解や、その部分を交えた中で、再発防止に務めてまいりたいと思います。それと灯油の管理の問題なのですが、町職員、消防職員の部分でございますが、冒頭の最初の答弁にもあったように、あくまで現段階では、個人の管理に委ねられている部分であるということで、消防組合といたしましても、18年5月にきたみらい農協等々に管理の部分の依頼をしているという実態もございますが、今後も販売業者並びに俗に言う免税軽油量の多い貯蔵者に対しての周知や指導の部分について、やってまいりたいというように考えてございます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

4番（川村 進君） とにかく、僕がいつも言うことは、町長も嫌な顔をされると思いますが、職員は、町民を不愉快な思いをされないようにし、損害を受けるということをまず、今回のこの「ホームタンクの転倒、油漏れに注意を」というこの文章を読んだ時は、僕は不愉快でした。はっきり言って、お年寄りが読んで何ができるのか。はっきり言いますと私の住んでいる末広町内会に80歳を超え、独りで住んでいる方は何人かいます。この方たちが、この文章を読んで、折れているか、サビているかの点検はできないのです。はっきり言いまして、その時には、やはり心配りをしていただき、灯油の納入業者と消防支署と総務課の担当で、よくお話をしていただき、早急に町長が言われる「安心と安全のまちをつくる」というのであれば、少しずつ改善していただき、安心と安全のまちをつくる、その時の手立てを何とかお願いしたいのですが、いかがですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員のご指摘のとおり、広報の掲載記事の親切さに欠けるという点では、これからも反省し、より分かりやすく広く住民の方へご理解いただけるような広報活動に努めていかなければならない。これは、伊田業務監が言ったとおりでございますので、心してまいりたいと思います。そのことは、安心安全の行政の啓蒙にとどまらず自己責任、自己努力、これは業者も町内会、実践会も含め、例えば、査察業務をする。消防職員もそうであります。それから何よりも農家では、大きな軽油タンク等を2個併設し傾斜地に置いている場合もあると思います。その点については、農業者自体のご努力とあるいは自らの点検も含め、重大な事故になり、金銭的にも大変な状況になるということをご理解を賜るように今後も町内会、実践会を通じて地域住民が自主的に、事故が起きないようなご努力も含めてお願いし、安心安全のまちづくりを進めていきたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 川村君に申し上げます。残り4分になっております。発言を考えてお願いします。

川村進君。

4番（川村 進君） 分かりました。とにかく努力をするのは我々も一緒ですから、ひとつよろしく。私のほうからのご理解いただき頑張っていたきたいと思います。終わります。

議長（橋本憲治君） 4番、川村進君の質問が終わりました。

散会の宣告

議長（橋本憲治君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日は引き続き、一般質問を継続いたしますので、午前9時30分からご参集お願いを申し上げます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時45分